別表第１（第13条関係）

警察署の課等に置く係等

　１　第一方面区内警察署

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 警察署 | 課等 | 係等 |
| 大淀警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係  留置管理第二係　留置管理第三係 広聴相談係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係　鑑識係  引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 曽根崎警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係　風紀捜査係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係　鑑識係  引継捜査係　国際捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
|  | キタ特別警察隊 | 管理係　第一小隊　第二小隊　第三小隊 |
| 天満警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係　風紀捜査係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 都島警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係　風紀捜査係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　特殊詐欺捜査係  鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 福島警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　特殊詐欺捜査係  鑑識係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 此花警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 東警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 南警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
|  | 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係　風紀捜査係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係　鑑識係  引継捜査係　国際捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
|  | ミナミ特別警察隊 | 管理総括係　管理第一小隊　管理第二小隊　管理第三小隊  警戒第一小隊　警戒第二小隊　警戒第三小隊　対策第一小隊  対策第二小隊　対策第三小隊 |
| 西警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係  留置管理第二係　留置管理第三係　広聴相談係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
| 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 港警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 旭警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　特殊詐欺捜査係　　鑑識係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 城東警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 鶴見警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　特殊詐欺捜査係　　鑑識係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 大阪水上警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
| 会計課 | 会計係 |
| 生活安全刑事課 | 生活安全係　捜査係　薬物対策係　鑑識係 |
|  | 地域交通課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係　交通係 |
|  | 船舶課 | 船舶総務係　船舶第一係　船舶第二係　船舶第三係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
|  | 泉州警備派出所 | 総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係　船舶第一係  船舶第二係　船舶第三係 |

注：　大阪水上警察署にあっては、総務係長が広聴相談係長を兼ねる。

　２　第二方面区内警察署

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 警察署 | 課等 | 係等 |
| 大正警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 天王寺警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
| 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係　鑑識係  引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 浪速警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
|  | 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係　風紀捜査係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係  特殊詐欺捜査係　鑑識係　引継捜査係　国際捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 東成警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 生野警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係  特殊詐欺捜査係　鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係　事件係 |
| 阿倍野警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
| 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係  特殊詐欺捜査係　鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 住之江警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
| 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係  特殊詐欺捜査係　鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 住吉警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係　鑑識係  引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 東住吉警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
| 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　特殊詐欺捜査係  鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 平野警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係  特殊詐欺捜査係　鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 西成警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
|  | 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係　風紀捜査係 |
|  | 防犯コーナー | 防犯コーナー係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係　鑑識係  引継捜査係　国際捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係　事件係 |

　３　第三方面区内警察署

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 警察署 | 課等 | 係等 |
| 西淀川警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
| 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係　鑑識係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 淀川警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
|  | 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係　風紀捜査係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係  特殊詐欺捜査係　鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 東淀川警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
| 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係　鑑識係  引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 高槻警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係  特殊詐欺捜査係　鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 茨木警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　特殊詐欺捜査係  鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 摂津警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 吹田警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係  特殊詐欺捜査係　鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 豊能警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
| 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 生活安全係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 捜査係　鑑識係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係 |
| 箕面警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　特殊詐欺捜査係　　鑑識係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 池田警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 豊中警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係  特殊詐欺捜査係　鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
|  | 空港警備派出所 | 地域係　警備係 |
| 豊中南警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
| 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　特殊詐欺捜査係  鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |

注：　豊能警察署にあっては、総務係長が広聴相談係長を、交通総務係長が交通指導係長を兼ねる。　４　第四方面区内警察署

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 警察署 | 課等 | 係等 |
| 羽曳野警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
| 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 富田林警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
| 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 枚岡警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　特殊詐欺捜査係  鑑識係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 河内警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　特殊詐欺捜査係  鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 布施警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
|  | 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係  特殊詐欺捜査係　鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 八尾警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　特殊詐欺捜査係  鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 松原警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　特殊詐欺捜査係  鑑識係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 柏原警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 枚方警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　特殊詐欺捜査係  鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 交野警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
|  | 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 寝屋川警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
| 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係  特殊詐欺捜査係　鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 四條畷警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
| 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　特殊詐欺捜査係  鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 門真警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　特殊詐欺捜査係  鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 守口警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係  特殊詐欺捜査係　鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |

　５　第五方面区内警察署

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 警察署 | 課等 | 係等 |
| 堺警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
|  | 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係　風紀捜査係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係  特殊詐欺捜査係　鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 北堺警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 西堺警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
|  | 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　特殊詐欺捜査係  鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 中堺警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
| 会計課 | 会計係 |
| 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
| 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
| 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係　鑑識係引継捜査係 |
| 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
| 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 南堺警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 高石警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 泉大津警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
| 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 和泉警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　薬物対策係  特殊詐欺捜査係　鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 岸和田警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
| 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 貝塚警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 関西空港警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
| 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全刑事  課 | 生活安全係　司法係　捜査係　薬物対策係　鑑識係 |
|  | 地域交通課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係　交通係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係　警備隊 |
| 泉佐野警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
| 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 泉南警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 黒山警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　広聴相談係 |
| 留置管理課 | 留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係　留置管理第三係 |
|  | 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　特殊詐欺捜査係  鑑識係　引継捜査係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |
| 河内長野警察署 | 総務課 | 総務係　証拠品係　留置管理総務係　留置管理第一係　留置管理第二係留置管理第三係　広聴相談係 |
| 会計課 | 会計係 |
|  | 生活安全課 | 防犯保安係　人身安全係　生活安全捜査係　少年係 |
|  | 地域課 | 地域総務係　地域第一係　地域第二係　地域第三係 |
|  | 刑事課 | 司法係　強行犯係　知能犯係　盗犯係　暴力犯係　鑑識係 |
|  | 交通課 | 交通総務係　交通規制係　交通指導係　交通捜査係 |
|  | 警備課 | 警備係　公安係　外事係 |

注：　関西空港警察署にあっては、総務係長が広聴相談係長を兼ねる。

別表第２（第13条関係）

警察署の課等に置く係等の担当事務

１　総務課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 係 | 担当事務 |  |
|  | 総務係 | １　厚生、情報の管理、広報、通信その他の事務に関すること。 |  |
|  |  | ２　犯罪被害者等給付金に関すること。 |  |
|  |  | ３　教養の事務に関すること。 |  |
| 証拠品係 | １ 証拠物件の保管に関すること。 |
|  | 留置管理総務係 | １　被留置者に対する面会、金品の差入れ等に関すること。  ２　被留置者の護送に関すること。 |  |
|  |  | ３　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）に基づく署長に対する苦情の申出の受理及び処理に関すること。 |  |
|  | 留置管理第一係  留置管理第二係  留置管理第三係 | １　留置施設の管理に関すること。 |  |
| 広聴相談係 | １　要望、苦情（留置管理総務係に属するものを除く。）及び相談の受理及び処理に関すること。 |
|  |  | ２　犯罪被害者等支援（犯罪被害者等基本法第２条第２項に規定する犯罪被  　害者等の被害の回復又は軽減を図るとともに、当該犯罪被害者等が再び平  　穏な生活を営むことができるよう支援することをいう。以下同じ。）の推  　進に関すること。 |  |
|  |  | ３　警察署協議会の庶務に関すること。 |  |

２　会計課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 係 | 担当事務 |  |
|  | 会計係 | １　会計及び装備の事務に関すること。 |  |

３　生活安全課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 係 | | 担当事務 |  |
| ４の場合 | ５の場合 |  |
| 防犯保安係 | 防犯保安係 | １　防犯一般に関すること。  ２　警備業に関すること（生活安全捜査係に属するものを除く。）。 |  |
|  |  | ３　探偵業に関すること（生活安全捜査係に属するものを除く。）。 |  |
|  |  | ４　安全なまちづくりを推進するための協議会の事務に関すること。 |  |
|  |  | ５　風俗営業、質屋営業、古物営業等の許可等の事務及び関係事犯の取締り  　（生活安全捜査係及び風紀捜査係に属するものを除く。）に関すること。 |  |
|  |  | ６　火薬類その他危険物関係事犯の取締り（生活安全捜査係に属するものを除く。）に関すること。 |  |
|  |  | ７　銃砲刀剣類等の所持許可等及びこれに係る取締り（生活安全捜査係及び刑事課に属するものを除く。）に関すること。  ８　要保護事案（人身安全係に属するものを除く。）の処理に関すること。 |  |
| 人身安全係 | 人身安全係 | １　ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」と  　いう。）の規定に基づく援助、警告及び禁止命令等に関すること。  ２ 大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例  　（以下「迷惑防止条例」という。）第10条の規定に基づく援助に関するこ  　と。  ３　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶  　者暴力防止法」という。）の規定に基づく援助及び保護命令に関すること。  ４　交際相手等からの暴力的事案の援助に関すること。  ５　行方不明事案に関すること。  ６　児童虐待事案（刑事課に属するものを除く。）に関すること。  ７　高齢者虐待事案（刑事課に属するものを除く。）に関すること。  ８　障害者虐待事案（刑事課に属するものを除く。）に関すること。  ９　ストーカー規制法、迷惑防止条例第10条、配偶者暴力防止法及び私事性  　的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律に規定する犯罪の取締  　りに関すること。 |
| 生活安全 | 生活安全 | １　経済関係事犯（刑事課に属するものを除く。）の取締りに関すること。 |  |
| 捜査係 | 捜査係 | ２　環境関係事犯（交通課に属するものを除く。）の取締りに関すること。 |  |
|  |  | ３　保健衛生関係事犯（刑事課に属するものを除く。）の取締りに関すること。 |  |
|  |  | ４　警備業に係る事件捜査に関すること。  ５　探偵業に係る事件捜査に関すること。  ６　質屋営業、古物営業等に係る事件捜査に関すること。  ７　火薬類その他危険物の事件捜査に関すること。  ８　銃砲刀剣類等の事件捜査（刑事課に属するものを除く。）に関すること。  ９　他の課に属しない特別法令違反の取締りに関すること。 |  |
|  |  | 10　課の所管する事務のうち署長が指定する事件の捜査に関すること。 |  |
|  | 風紀捜査  係 | １　風俗関係事犯の捜査に関すること。 |  |
| 少年係 | 少年係 | １　少年補導、被害少年の保護（人身安全係及び刑事課に属するものを除く。）及び少年犯罪の捜査に関すること。 |  |
|  |  | ２　少年の福祉を害する犯罪の捜査に関すること。 |  |
|  |  | ３　少年を巡る有害環境の浄化に関すること。 |  |

注：　豊能警察署に置く生活安全係の担当事務は、４の係を置く警察署の防犯保安係、人身安全係、生活安全捜査係及び少年係の担当事務を処理するものとする。

４　地域課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 係 | 担当事務 |  |
|  | 地域総務係 | １　地域警察の事務に関すること。 |  |
|  | 地域第一係 | １　地域警察活動に関すること。 |  |
|  | 地域第二係 |  |  |
|  | 地域第三係 |  |  |
|  | | | |

５　刑事課

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 係 | | | 担当事務 |  |
|  | ２の場合 | ６の場合 | ７の場合 |  |
|  | 捜査係 | 司法係 | 司法係 | １　事件送致及び書類の保管に関すること。 |  |
|  |  |  |  | ２　指名手配等犯罪捜査の共助及び国際捜査共助に関すること。 |  |
|  |  |  |  | ３　他官庁からの捜査、照会等に関すること。 |  |
|  |  |  |  | ４　犯罪統計に関すること。 |  |
|  |  | 知能犯係 | 知能犯係 | １　知能犯（特殊詐欺捜査係に属するものを除く。）、選挙犯、不動産侵奪犯及び境界損壊犯の捜査に関すること。 |  |
|  |  | 強行犯係 | 強行犯係 | １　殺人、強盗、不同意性交等、傷害及び特殊事件の捜査に関すること。 |  |
|  |  |  |  | ２　火災犯の捜査に関すること。 |  |
|  |  |  |  | ３　匿名の電話又は文書による恐喝及び脅迫に係る犯罪の捜査に関すること。 |  |
|  |  |  |  | ４　検視に関すること。 |  |
|  |  |  |  | ５　他の係に属しない刑法犯の捜査に関すること。 |  |
|  |  | 盗犯係 | 盗犯係 | １　窃盗及び盗品等に係る捜査に関すること。 |  |
|  |  |  |  | ２　品触れに関すること。 |  |
|  |  | 暴力犯係 | 暴力犯係 | １　暴力団、準暴力団（暴力団と同程度の明確な組織性は有しな  　いものの、これに属する者が集団的又は常習的に暴力的不法行  　為等を行っている暴力団に準ずる集団をいう。以下同じ。）等  　に係る犯罪の捜査に関すること。 |  |
|  |  | ２　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に基づく処分、援助及び援護に関すること。 |  |
|  |  |  |  | ３　銃器の取締りに関すること。 |  |
|  |  |  |  | ４　恐喝及び脅迫(強行犯係に属するものを除く。）、暴行並びに賭博犯の捜査に関すること。 |  |
|  |  |  |  | ５　多衆犯罪の捜査に関すること。 |  |
|  |  |  |  | ６　特殊詐欺事件の捜査に関すること。  ７　競馬法、自転車競技法その他これに類する法令違反の捜査に関すること。 |  |
|  |  |  | 薬物対策  係 | １　麻薬、覚醒剤その他習慣性のある薬物に関する犯罪（以下「薬物犯罪」という。）の取締りに関すること。 |  |
|  | 鑑識係 | 鑑識係 | 鑑識係 | １　犯罪鑑識に関すること。 |  |

注：１　大淀、曽根崎、天満、都島、東、南、西、港、城東、天王寺、浪速、東成、生野、阿倍野、住之江、　　　　住吉、東住吉、平野、西成、淀川、東淀川、高槻、茨木、吹田、豊中、豊中南、羽曳野、河内、　　　　　布施、八尾、枚方、交野、寝屋川、四條畷、門真、守口、堺、西堺、中堺、和泉、岸和田及び黒山　　　　の各警察署に置く引継捜査係の担当事務は、次のとおりとする。

(１)　他の係等からの引継ぎを受けた事件の捜査に関すること。

(２)　課の所管する事務のうち署長が指定する事件の捜査に関すること。

２　曽根崎、南、浪速及び西成の各警察署に置く国際捜査係の担当事務は次のとおりとし、司法係の　担当事務は、(２)の事務を除いた事務とする。

(１)　外国人に係る犯罪の捜査に関すること。

(２)　国際捜査共助に関すること。

３　都島、福島、西、旭、鶴見、浪速、生野、阿倍野、住之江、東住吉、平野、淀川、高槻、茨木、

　吹田、箕面、豊中、豊中南、枚岡、河内、布施、八尾、松原、枚方、寝屋川、四條畷、門真、守口、

　堺、西堺、和泉及び黒山の各警察署に置く特殊詐欺捜査係の担当事務は特殊詐欺事件の捜査に関す

　ることとし、暴力犯係の担当事務は特殊詐欺捜査係の担当事務を除いた事務とする。

６　交通課

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 係 | | 担当事務 |  |
|  | ３の場合 | ４の場合 |  |
|  | 交通総務係 | 交通総務係 | １　交通安全教育に関すること。 |  |
|  | ２　運転免許証の更新等に関すること。 |  |
|  |  | ３　申請による運転免許の条件の付与及び運転免許の申  　請による取消事務に関すること。 |  |
|  |  |  | ４　運転経歴証明書の交付等に関すること。 |  |
|  |  | ５　自動車の保管場所に関すること。 |  |
|  |  |  | ６　交通指導係の所管に係る交通関係法令違反事件の送致に関すること。 |  |
|  |  |  | ７　緊急自動車及び道路維持作業用自動車の届出の受理等に関すること。 |  |
|  |  |  | ８　自動車運転代行業に関すること。 |  |
|  |  |  | ９　他の係に属しない交通事務に関すること。 |  |
|  | 交通規制係 | １　交通規制及び交通管制に関すること。 |  |
|  |  | ２　道路使用等の許可事務に関すること。 |  |
|  | 交通指導係 | 交通指導係 | １　街頭における交通警察活動に関すること。 |  |
|  | ２　道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反に関する捜査（強制捜査を伴うものを除く。）に関すること。 |  |
|  |  | ３　自動車の使用者に対する指示及び使用制限等の執行に関すること。 |  |
|  | 交通捜査係 | 交通捜査係 | １　交通事故事件の捜査及び送致に関すること。 |  |
|  | ２　交通関係法令違反事件（交通指導係に属するものを除く。）の捜査及び送致に関すること。 |  |
|  |  | ３　強制捜査を伴う事件の捜査に関すること。 |  |
|  |  |  | ４　交通事故の統計及び分析に関すること。 |  |

７　警備課

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 係 | | 担当事務 |  |
|  | ２の場合 | ３の場合 |  |
|  | 警備係 | 警備係 | １　警備に関すること。 |  |
|  |  | 外事係 | １　外事に関すること。 |  |
|  | 公安係 | 公安係 | １　公安に関すること。 |  |

注：１　生野警察署及び西成警察署に置く事件係の担当事務は、警備警察に係る事件に関する事務とする。

２　関西空港警察署に置く警備隊の担当事務は、警戒その他の活動に関する事務とする。

８　留置管理課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 係 | 担当事務 |  |
|  | 留置管理総務係 | １　被留置者に対する面会、金品の差入れ等に関すること。  ２　被留置者の護送に関すること。 |  |
|  |  | ３　刑事収容施設法に基づく署長に対する苦情の申出の受理及び処理に関すること。 |  |
|  | 留置管理第一係  留置管理第二係  留置管理第三係 | １　留置施設の管理に関すること。 |  |

注：　南、浪速、平野及び西成の各警察署の留置管理総務係の担当事務には、留置施設の管理に関する事務を含むものとする。

　９　防犯コーナー

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 係 | 担当事務 |  |
|  | 防犯コーナー係 | １　あいりん地区治安維持対策に必要な情報の収集及び資料の整備に関すること。 |  |
|  |  |  |

10　空港警備派出所

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 係 | 担当事務 |  |
|  | 地域係 | １　地域警察活動に関すること。 |  |
|  | 警備係 | １　警備に関すること。 |  |

11　生活安全刑事課

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 係 | | 担当事務 |  |
| ４の場合 | ５の場合 |
|  | 生活安全係 | 生活安全係 | ３の表の係が４の場合の防犯保安係、人身安全係、生活安全捜査係及び少年係の担当事務 |  |
|  | 捜査係 | 司法係 | ５の表の係が７の場合の司法係、知能犯係及び暴力犯係の担当事務 |  |
|  |  | 捜査係 | ５の表の係が７の場合の強行犯係及び盗犯係の担当事務 |  |
|  | 薬物対策係 | 薬物対策係 | ５の表の係が７の場合の薬物対策係の担当事務 |  |
|  | 鑑識係 | 鑑識係 | ５の表の係が７の場合の鑑識係の担当事務 |  |

12　船舶課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 係 | 担当事務 |  |
|  | 船舶総務係 | １　警察用船舶の運航に係る事務に関すること。 |  |
|  | 船舶第一係 | １　警察用船舶の運航に関すること。 |  |
|  | 船舶第二係 |  |  |
|  | 船舶第三係 |  |  |

13　泉州警備派出所

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 係 | 担当事務 |  |
|  | 総務係 | １　厚生、情報の管理、広報、通信その他の事務に関すること。 |  |
|  | 地域第一係 | １　地域警察活動に関すること。 |  |
|  | 地域第二係 |  |  |
|  | 地域第三係 |  |  |
|  | 船舶第一係 | １　警察用船舶の運航に関すること。 |  |
|  | 船舶第二係 |  |  |
|  | 船舶第三係 |  |  |

14　地域交通課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 係 | 担当事務 |  |
|  | 地域総務係 | ４の表の地域総務係の担当事務 |  |
|  | 地域第一係 | ４の表の地域第一係、地域第二係及び地域第三係の担当事務 |  |
|  | 地域第二係 |  |
|  | 地域第三係 |  |  |
|  | 交通係 | ６の表の係が３の場合の交通総務係、交通指導係及び交通捜査係の担当事務 |  |

15　キタ特別警察隊

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 係等 | 担当事務 |  |
|  | 管理係 | １　隊の運営に関すること。 |  |
|  | 第一小隊 | １　管内の繁華街等における集団による警戒警ら活動に関すること。 |  |
|  | 第二小隊 | ２　管内の繁華街等における犯罪の取締りに関すること。 |  |
|  | 第三小隊 | ３　管内の繁華街等における署長が特に命ずる事務に関すること。 |  |

16　ミナミ特別警察隊

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 係等 | 担当事務 |  |
|  | 管理総括係 | １　隊の運営に関すること。 |  |
|  | 管理第一小隊 |  |  |
| 管理第二小隊 |  |
| 管理第三小隊 |  |
|  | 警戒第一小隊 | １　管内の繁華街等における集団による警戒警ら活動に関すること。 |  |
|  | 警戒第二小隊 |  |  |
|  | 警戒第三小隊 |  |  |
|  | 対策第一小隊 | １　管内の繁華街等における犯罪の取締りに関すること。 |  |
|  | 対策第二小隊 | ２　管内の繁華街等における署長が特に命ずる事務に関すること。 |  |
|  | 対策第三小隊 |  |  |

別表第３（第16条関係）

特別法令の所管課区分表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項 | 法令名 | 所管課 |  |
|  | １ | 行旅病人及行旅死亡人取扱法 | 生活安全総務課 |  |
|  |  | 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律 | 〃 |  |
|  |  | 生活保護法 | 〃 |  |
|  |  | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | 〃 |  |
|  |  | 鉄道営業法 | 〃 |  |
|  |  | 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律 | 〃 |  |
|  |  | 児童虐待の防止等に関する法律  軽犯罪法  私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 | 〃  〃（府民安全対策課の所管に属するものを除く。）  〃（他の所管に属するものを除く。） |  |
| ２ | 不正アクセス行為の禁止等に関する法律  特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 | サイバー犯罪捜査課  〃 |
|  | ３ | 爆発物取締罰則 | 保安課 |  |
|  |  | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 | 〃 |  |
|  |  | 武器等製造法 | 〃 |  |
|  |  | 婦人補導院法 | 〃 |  |
|  | ４ | 消費生活協同組合法 | 生活経済課（捜査第二課の所管に属するものを除く。） |  |
|  |  | 農業協同組合法 | 〃（〃） |  |
|  |  | 水産業協同組合法 | 〃（〃） |  |
|  |  | 商品先物取引法 | 〃（〃） |  |
|  |  | 中小企業等協同組合法 | 〃（〃） |  |
|  |  | 農業委員会等に関する法律 | 〃（〃） |  |
|  |  | 中小企業団体の組織に関する法律 | 〃（〃） |  |
|  |  | 労働基準法 | 〃（保安課、少年課の所管に属するものを除く。） |  |
|  |  | 職業安定法 | 〃（〃） |  |
|  |  | 旅券法 | 〃（外事課の所管に属するものを除く。） |  |
|  | ５ | 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 | 生活環境課（保安課の所管に属するものを除く。） |  |
|  | ６ | ニ十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律 | 少年課 |  |
|  |  | ニ十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律 | 〃 |  |
|  |  | 児童福祉法 | 〃 |  |
|  |  | 学校教育法 | 〃 |  |
|  |  | 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 | 〃 |  |
|  |  | 更生保護法 | 〃（保安課の所管に属するものを除く。） |  |
|  |  | 更生保護事業法 | 〃（〃） |  |
|  | ７ | 決闘罪ニ関スル件  性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律 | 捜査第一課  〃（府民安全対策課の所管に属するものを除く。） |  |
|  | ８ | 最高裁判所裁判官国民審査法 | 捜査第二課 |  |
|  |  | 弁護士法 | 〃 |  |
|  |  | 司法書士法 | 〃 |  |
|  |  | 経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律 | 〃 |  |
|  |  | 政治資金規正法 | 〃 |  |
|  |  | 通貨及証券模造取締法 | 〃 |  |
|  |  | 印紙犯罪処罰法 | 〃 |  |
|  |  | 外国ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造ニ関スル法律 | 〃 |  |
|  |  | 紙幣類似証券取締法 | 〃 |  |
|  |  | 地方自治法 | 〃 |  |
|  |  | 行政書士法 | 〃 |  |
|  |  | 工場抵当法 | 〃 |  |
|  |  | 企業担保法 | 〃 |  |
|  |  | 公認会計士法 | 〃 |  |
|  |  | 会社更生法 | 〃 |  |
|  |  | 商法 | 〃 |  |
|  |  | 破産法 | 〃 |  |
|  |  | 戸籍法 | 〃 |  |
|  |  | 不動産登記法 | 〃 |  |
|  |  | すき入紙製造取締法 | 〃 |  |
|  |  | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 | 〃 |  |
|  |  | 貨幣損傷等取締法 | 〃 |  |
|  |  | 税理士法 | 〃 |  |
|  |  | 弁理士法 | 〃 |  |
|  |  | 会社法 | 〃 |  |
|  |  | 金融商品取引法 | 〃　（生活経済課の所管に属するものを除く。） |  |
|  | ９ | 森林法 | 捜査第三課 |  |
|  | 10 | 自転車競技法 | 捜査第四課 |  |
|  |  | 小型自動車競走法 | 〃 |  |
|  |  | モーターボート競走法 | 〃 |  |
|  |  | 競馬法 | 〃 |  |
|  | 11 | 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（以下「刑事特別法」という。） | 国際捜査課（公安第一課、公安第二課、公安第三課及び外事課の所管に属する者を除く。） |  |
|  | 12 | 道路法 | 交通総務課 |  |
|  |  | 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク航海ノ制限等ニ関スル件 | 〃 |  |
|  |  | 船舶法 | 〃 |  |
|  |  | 海上運送法 | 〃 |  |
|  |  | 漁船法 | 〃 |  |
|  |  | 船舶安全法 | 〃 |  |
|  |  | 船員法 | 〃 |  |
|  |  | 水先法 | 〃 |  |
|  |  | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | 〃 |  |
|  |  | 港湾法 | 〃 |  |
|  |  | 港湾運送事業法 | 〃 |  |
|  |  | 港則法 | 〃 |  |
|  | 13 | 労働組合法 | 警備総務課 |  |
|  |  | 労働関係調整法 | 〃 |  |
|  |  | 水防法 | 〃 |  |
|  |  | 災害救助法 | 〃 |  |
|  |  | 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律  国家公務員法 | 〃  〃（捜査第二課の所管に属するものを除く。） |  |
|  |  | 地方公務員法 | 〃（〃） |  |
|  |  | 教育公務員特例法 | 〃（〃） |  |
|  | 14 | 航空法 | 関係各課 |  |
|  |  | 犯罪による収益の移転防止に関する法律 | 〃 |  |
|  |  | 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 | 〃 |  |

別表第４（第18条関係）

警察署における死体の取扱い等に関する事務の所管課区分表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項 | 区分 | 事務内容 | 所管課 |  |
| １ | 身元が明らかであり、かつ、遺族等への引渡しが可能な死体 | 検視、実況見分、検証及び死体調査（以下「検視等」という。）並びに死体そのものに対する処置（遺族等への死体の引渡し等）並びにこれらに伴う関係書類の作成保管 | 刑事課（犯罪死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体をいう。以下同じ。）については事件所管課（事件所管課が明らかでないときは刑事課。以下同じ。)） |
| ２ | 身元が明らかではない死体又は遺族等への引渡しができない死体 | 死体そのものに対する処置（市区町村長への死体の引渡し等）及びこれに伴う関係書類の作成保管（検視等を行った場合は写しを保管） | 生活安全課 |
|  | 検視等及びこれに伴う関係書類の作成保管 | 刑事課（犯罪死体については事件所管課） |

注：　生活安全課又は刑事課には、生活安全刑事課を含む。

別表第５（第22条関係）

理事官等の特定事項等

１　理事官

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 職名 | 特定事項 |  |
| 総務部理事官（公安委員会事務担当） | １　公安委員会に関すること。 |
| 総務部理事官（会計監査） | １　会計事務の監査及び指導に関すること。 |
| 総務部理事官（庁舎管理） | １　本部本庁舎の管理及び保全に関すること。  ２　本部所属庁舎の保全に関すること。 |
| 警務部理事官（警務） | １　警務部の事務の企画及び立案に関すること。 |
| 警務部理事官（再雇用） | １　職員等の再雇用調整及び再就職の支援に関すること。 |
| 警務部理事官（共済組合） | １　警察共済組合に関すること。 |
| 生活安全部理事官（少年育成） | １　少年非行対策に関すること。 |
| 地域部理事官（地域指導） | １　地域警察の指導に関すること。 |
| 刑事部理事官（指導） | １　捜査実務一般の指導に関すること。 |
| 刑事部理事官（児童虐待・特殊事件捜査） | １　児童虐待その他の人身安全関連事案に係る犯罪の捜査（他の　所管に属するものを除く。）に関すること。  ２　特殊事件等の捜査に関すること。 |
| 刑事部理事官（企業犯罪捜査） | １　企業犯罪の捜査に関すること。 |
| 刑事部理事官（暴力団対策） | １　暴力団対策に関すること。 |
| 交通部理事官（連絡・調整） | １　2025年日本国際博覧会の交通対策に係る関係機関及び団体と　の連絡調整に関すること。 |
| 交通部理事官（交通管制） | １　交通管制に関すること。 |
| 交通部理事官（安全運転学校長） | １　安全運転学校に関すること。 |
| 交通部理事官（高齢運転者等支援） | １　65歳以上の運転免許保有者等の安全運転対策に関すること。  ２　臨時適性検査（身体の障害に係るものを除く。）に関するこ　と。 |
| 警備部理事官（連絡・調整） | １　2025年日本国際博覧会の警備対策に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 |

２　調査官

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 職名 | 担当事務 |  |
| 総務部調査官 | １　総務部の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 総務課調査官（秘書） | １　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 |
| 広報課調査官（総括） | １　広報課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 会計課調査官（総括） | １　会計課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 会計課調査官（府費） | １　府費に関すること。 |
| 施設課調査官（総括） | １　施設課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 施設課調査官（施設） | １　警察施設の計画、調整、建築及び設備に関すること。  ２　国有財産及び公有財産に関すること。 |
| 装備課調査官（総括） | １　装備課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 装備課調査官（車両管理） | １　車両管理及び車両整備に関すること。 |
| 留置管理課調査官（総括） | １　留置管理課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 留置管理課調査官（新北島留置管理） | １　新北島別館庁舎の留置施設の管理に関すること。 |
| 留置管理課調査官（留置業務支援） | １　女性の被留置者に係る留置業務に従事する女性職員の支援に　関すること。  ２　被留置者の集中護送等に関すること。 |
| 府民応接センター調査官（総括） | １　府民応接センターの事務の運営に係る企画及び立案に関する　こと。 |
| 府民応接センター調査官（情報公開・個人情報保護） | １　大阪府警察の保有する情報の公開及び個人情報の保護に関す　ること。 |
| 警務課調査官（人事総括） | １　警察官の人事に関すること。  ２　職員の人事に係る総合調整に関すること。 |
| 警務課調査官（一般職員人事） | １　一般職員の人事に関すること。 |
| 警務課調査官（採用） | １　警察官（巡査）の採用（他の所管に属するものを除く。）に　関すること。 |
| 警務課調査官（企画） | １　警察行政の総合調整に関すること。 |
|  | ２　警務課の所管事務に係る企画に関すること。 |
| 給与課調査官（総括） | １　給与課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 教養課調査官（総括） | １　教養課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 厚生課調査官（総括） | １　厚生課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 厚生課調査官（監査・待機宿舎） | １　厚生事務の監査に関すること。  ２　待機宿舎（世帯用宿舎及び単身寮）の運営管理及び待機宿舎　（単身寮）入居者の生活指導に関すること。 |
| 健康管理センター調査官（総括） | １　健康管理センターの事務の運営に係る企画及び立案に関する　こと。 |
| 高度情報推進課調査官（総括） | １　高度情報推進課の事務の運営に係る企画及び立案に関するこ　と。 |
| 高度情報推進課調査官（情報技術） | １　システムの開発等に関すること。 |
| 高度情報推進課調査官（情報セキュリティ） | １　情報セキュリティ及び情報管理業務に係る監査及び指導に関　すること。  ２　情報システムの活用に係る指導（他の所管に属するものを除　く。）に関すること。 |
| サイバーセキュリティ対策課調査官（総括） | １　サイバーセキュリティ対策課の事務の運営に係る企画及び立　案に関すること。 |
| 生活安全部調査官 | １　生活安全部の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 府民安全対策課調査官（総括） | １　府民安全対策課の事務の運営に係る企画及び立案に関するこ　と。 |
| サイバー犯罪捜査課調査官（総括） | １　サイバー犯罪捜査課の事務の運営に係る企画及び立案に関す　ること。 |
| 保安課調査官（総括） | １　保安課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 生活経済課調査官（総括） | １　生活経済課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 生活環境課調査官（総括） | １　生活環境課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 少年課調査官（総括） | １　少年課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 地域部調査官 | １　地域部の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 通信指令室調査官（総括） | １　通信指令室の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 通信指令室調査官（指令） | １　通信指令に関すること。 |
| 刑事部調査官 | １　刑事部の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 捜査第一課調査官（総括） | １　捜査第一課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 捜査第二課調査官（総括） | １　捜査第二課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 捜査第三課調査官（総括） | １　捜査第三課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 捜査第四課調査官（総括） | １　捜査第四課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 薬物対策課調査官（総括） | １　薬物対策課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 国際捜査課調査官（総括） | １　国際捜査課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 特殊詐欺捜査課調査官（総括） | １　特殊詐欺捜査課の事務の運営に係る企画及び立案に関するこ　と。 |
| 捜査共助課調査官（総括） | １　捜査共助課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 鑑識課調査官（総括） | １　鑑識課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 検視調査課調査官（総括） | １　検視調査課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 科学捜査研究所調査官（総括） | １　科学捜査研究所の事務の運営に係る企画及び立案に関するこ　と。 |
| 交通部調査官 | １　交通部の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 交通規制課調査官（総括） | １　交通規制課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 交通規制課調査官（管制技術） | １　管制技術に関すること。 |
| 駐車管理課調査官（総括） | １　駐車管理課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 交通指導課調査官（総括） | １　交通指導課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 交通捜査課調査官（総括） | １　交通捜査課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 交通捜査課調査官（暴走族対策） | １　暴走族対策に関すること。 |
| 運転免許課調査官（総括） | １　運転免許課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 運転免許課調査官（行政処分） | １　運転免許の取消し、停止等に関すること。 |
| 門真運転免許試験場調査官（総括） | １　門真運転免許試験場の事務の運営に係る企画及び立案に関す　ること。 |
| 光明池運転免許試験場調査官（総括） | １　光明池運転免許試験場の事務の運営に係る企画及び立案に関　すること。 |
| 警備部調査官 | １　警備部の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 警備第一課調査官（総括） | １　警備第一課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 警備第一課調査官（警衛警護） | １　警衛及び警護に関すること。 |
| 警備第二課調査官（総括） | １　警備第二課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 公安第一課調査官（総括） | １　公安第一課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 公安第二課調査官（総括） | １　公安第二課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 公安第三課調査官（総括） | １　公安第三課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 外事課調査官（総括） | １　外事課の事務の運営に係る企画及び立案に関すること。 |
| 警察学校調査官（総務・初任教養） | １　総務及び初任教養に関すること。 |
| 犯罪対策戦略本部調査官（捜査支援） | １　犯罪捜査の支援、犯罪統計及び犯罪手口に係る企画及び立案　に関すること。 |

３　総括研究員

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 職名 | 担当事務 |  |
| 科学捜査研究所総括研究員（ＤＮＡ型） | １　ＤＮＡ型研究室の統括に関すること。 |
| 科学捜査研究所総括研究員（人文） | １　人文科学研究室の統括に関すること。 |
| 科学捜査研究所総括研究員（物理） | １　物理研究室の統括に関すること。 |
| 科学捜査研究所総括研究員（化学） | １　化学研究室の統括に関すること。 |

別表第６（第22条の２、第32条関係）

副方面本部長等の分担事務

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 所属 | 職名 | 分担事務 |  |
| 方面本部 | 副方面本部長 | １　方面本部の庶務に関すること。 |
|  |  | ２　方面本部の施設の維持管理に関すること。 |
|  | 補佐官 | １　人事管理及び業務管理に関する指導・連絡調整に関すること。 |
|  |  | ２　監察及び表彰（監察室の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
|  |  | ３　特命に関すること。 |

別表第７（第22条の５、第30条関係）

副隊長等の分担事務

１　生活安全特別捜査隊の副隊長、隊付及び中隊長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 職名 | 分担事務 |  |
| 副隊長 | １　隊の庶務に関すること。 |
| 隊付 | １　生活安全部特命事件の取締りに係る情報に関すること。 |
|  | ２　生活安全部特命事件の取締りに関すること。 |
|  | ３　生活安全部の所管に属する事件に係る警察署に対する支援に関すること。 |
| 中隊長 | １　生活安全部特命事件の取締りに関すること。 |
|  | ２　生活安全部の所管に属する事件に係る警察署に対する支援に関すること。 |

２　方面機動警ら隊の副隊長及び中隊長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 職名 | 分担事務 |  |
| 副隊長 | １　隊の庶務に関すること。 |
|  | ２　隊の施設の維持管理に関すること。 |
|  | ３　交通法令違反事件の送致及び行政処分対象事案の送付に関すること。 |
| 中隊長 | １　機動警らに関すること。 |
|  | ２　緊急配備の実施に関すること。 |
|  | ３　事件事故の第一次的処理に関すること。 |

３　削除

　４　機動捜査隊の副隊長、隊付及び中隊長

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 職名 | 分担事務 |  | |
| 副隊長 | １　隊の庶務に関すること。 |
| 隊付 | １　初動捜査、よう撃捜査等に係る情報に関すること。 |
| 中隊長 | １　初動捜査、よう撃捜査等に関すること。 |
|  | | | |
| ５　刑事特別警察隊の副隊長、隊付及び中隊長 | | | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 職名 | 分担事務 |  |
| 副隊長 | １　隊の庶務に関すること。 |
| 隊付 | １　刑事部特命事件の捜査に係る情報に関すること。 |
|  | ２　刑事部特命事件の捜査に関すること。 |
|  | ３　刑事部の所管に属する事件に係る警察署に対する支援に関すること。 |
| 中隊長 | １　刑事部特命事件の捜査に関すること。 |
|  | ２　刑事部の所管に属する事件に係る警察署に対する支援に関すること。 |

　６　交通機動隊の副隊長、隊付及び中隊長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 職名 | 分担事務 |  |
| 副隊長 | １　隊の庶務に関すること。 |
|  | ２　関目別館庁舎（他の所属に係るものを除く。）及び分駐所（高石分駐所を除く。）の維持管理に関すること。 |
| 隊付 | １　機動取締技術の調査及び研究に関すること。 |
|  | ２　交通法令違反事件の送致及び行政処分対象事案の送付に関すること。 |
| 中隊長 | １　交通の機動取締りの実施に関すること。 |

７　高速道路交通警察隊の副隊長、隊付及び中隊長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 職名 | 分担事務 |  |
| 副隊長 | １　隊の庶務に関すること。 |
|  | ２　隊庁舎及び分駐所の維持管理に関すること。 |
|  | ３　隊長に委任された交通警察に関する事務（隊付及び中隊長の事務に属するものを除く。）に関すること。 |
| 隊付 | １　交通規制及び交通安全指導に関すること。 |
|  | ２　道路管理者との連絡及び協議に関すること。 |
|  | ３　交通切符等処理事件の送致及び行政処分対象事案の送付に関すること。 |
|  | ４　交通事故事件の現場処理に関すること。 |
|  | ５　交通事故事件及び交通法令違反事件の捜査に関すること。 |
| 中隊長 | １　交通の指導取締りの実施に関すること。 |
|  | ２　交通事故事件の現場処理に関すること。 |
|  | ３　交通整理に関すること。 |
|  | ４　交通事故事件及び交通法令違反事件の捜査に関すること。 |
|  | ５　交通事故事件及び交通法令違反事件の送致並びに行政処分対象事案の送付（隊付の事務に属するものを除く。）に関すること。 |
|  | ６　緊急配備その他第一次的警察活動に関すること。 |

８　機動隊の副隊長、隊付及び中隊長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 職名 | 分担事務 |  |
| 副隊長 | １　隊の庶務に関すること。 |
|  | ２　隊庁舎の維持管理に関すること。 |
|  | ３　警戒警備の実施に関すること。 |
| 隊付 | １　警備現場広報に関すること。 |
|  | ２　警備部隊の訓練に関すること。 |
|  | ３　警戒警備の実施に関すること。 |
|  | ４　車両及び装備資器材の管理及び運用に関すること。 |
| 中隊長 | １　警戒警備の実施に関すること。 |

別表第８（第29条、第30条の２、第31条関係）

所属長補佐、主席研究員及び科長の分担事務

１　本部の所属長補佐

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部 | 所属 | 担当 | 分担事務 |
| 総務部 | 総務課 | 総務 | １　部及び課の庶務に関すること。 |
|  | ２　本部印、本部長印及び副本部長印の保管に関すること。 |
|  | ３　本部の当直勤務に関すること。  ４　部内の連絡調整に関すること。 |
|  |  |  | ５　他の部及び部内の他の所属に属しないこと。 |
|  |  | 本部長秘書 | １　本部長の秘書に関すること。 |
|  |  | 副本部長秘書 | １　副本部長の秘書に関すること。 |
|  |  | 連絡 | １　府議会その他関係機関との連絡に関すること。 |
|  |  | 企画第一 | １　提案制度その他部の所管事務の総合的調査、研究及び企画に関すること。  ２　部長会議及び署長会議に関すること。  ３　大阪府が行う国への提案及び要望に関すること。 |
| 企画第二 |
|  |  |
|  |  |  | ４　行政手続等の調査及び研究に関すること。 |
|  |  |  | ５　当直制度（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
|  |  | 法規 | １　法規案及び例規案の審査に関すること。 |
|  |  |  | ２　通達類の整理に関すること。 |
|  |  |  | ３　警察部内報及び警察規程集の編集及び発行に関すること。 |
| 文書管理 | １　文書管理制度の調査、研究及び企画に関すること。  ２　文書管理制度に関する指導に関すること。  ３　文書の集中保存に関すること。  ４　公印の管守に関すること。  ５　業務マニュアルの登録に関すること。  ６　沿革誌等に関すること。 |
|  |  | 浄書印刷・逓送 | １　浄書印刷に関すること。 |
|  |  | ２　文書の受領及び発送に関すること。 |
|  |  |  | ３　文書及び物品の逓送に関すること。 |
| 証拠品第一 | １　証拠物件の保管管理の指導に関すること。  ２　証拠物件の保管委託に関すること。 |
| 証拠品第二 |
|  |  | 公安委員会（公安委員会事務担当室） | １　公安委員会の庶務及び秘書に関すること。 |
|  |  | ２　公安委員会に対する要望及び苦情の受理及び回答に関すること。 |
|  |  | ３　公安委員会が指示した監察の履行状況の点検の補助に関すること。 |
| 調整（取調べ監督室） | １　被疑者取調べの監督制度に係る企画及び連絡調整に関すること。  ２　被疑者取調べの監督制度に係る調査、研究、指導及び教養に関すること。 |
| 取調べ監督（取調べ監督室） | １　被疑者取調べの監督（警察署調室におけるものを除く。）に関すること。 |
| ２　被疑者取調べの巡察及び調査に関すること。  ３　被疑者取調べの監督制度に係る指導及び教養に関すること。 |
| ４　被疑者取調べの監督に係る報告に関すること。 |
|  | 広  報課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  | 広報第一 | １　警察広報の調査、研究、企画及び指導に関すること。 |
| ２　広報資料の収集、編集、配布及び記録整理に関すること。 |
|  |  |  | ３　音楽隊の運用に関すること。 |
|  |  |  | ４　放送媒体の運用に関すること。 |
|  |  |  | ５　本部本庁舎の広報コーナーの運用に関すること。 |
|  |  |  | ６　外国人に対する便宜供与の調整に関すること。 |
|  |  |  | ７　写真広報に関すること。 |
|  |  |  | ８　大阪府警察ホームページ及び警察署ホームページの運用に関すること。 |
|  |  | 報道総括 | １　報道機関との連絡に関すること。 |
|  |  | 報道第一 |  |
|  |  | 報道第二 |  |
|  |  | 報道第三 |  |
|  |  | 広報第二（音楽隊） | １　演奏を通じた警察広報活動に関すること。 |
|  | 会計課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  | 調整 | １　会計事務の総合調整に関すること。 |
|  |  | ２　会計事務の調査、研究及び企画に関すること。 |
|  |  | 予算第一 | １　府費の予算に関すること。 |
|  |  | 予算第二 |  |
|  |  | 府費第一 | １　府費の経理（他の所管に属するものを除く。）及び決算に関すること。 |
|  |  |  | ２　府費の旅費に関すること。 |
|  |  |  | ３　府費の歳入（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
|  |  | 府費第二 | １　府有物品（装備課の所管に属するものを除く。）の調達、配分、管理及び処分に関すること。 |
|  |  |  | ２　府費の通信運搬費、光熱水費等に関すること。 |
|  |  | 国費 | １　国費の予算及び決算に関すること。 |
|  |  |  | ２　国費の出納に関すること。 |
|  |  |  | ３　国有物品に関すること。 |
|  |  |  | ４　交通反則金の徴収に関すること。 |
| 監査第一（監査室） | １　会計事務の監査に関すること。 |
|  |  | 監査第二（監査室） | ２　監査に関する連絡調整に関すること。 |
|  |  | 監査第三（監査室） | ３　会計書類の審査に関すること。 |
|  |  | 監査第四（監査室） | ４　調度物品、物品修理等の検査に関すること。 |
|  |  | ５　遺失物に関すること。 |
| 指導（監査室） | １　会計事務の指導に関すること。 |
|  | 施設  課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  | 計画第一 | １　施設の計画に関すること。 |
| 計画第二 |
| 施設 | １　施設の予算執行に関すること。 |
|  | 施設整備第一 | １　施設の建設に係る渉外及び連絡調整に関すること。 |
| 施設整備第二 |  |
|  |  | 建築 | １　施設の建築に関すること。 |
|  |  | 設備 | １　施設の設備に関すること。 |
|  |  | 管財 | １　国有財産及び公有財産の取得、管理及び処分に関すること。 |
|  |  |  | ２　国有財産及び公有財産の使用許可及び貸付けに関すること。 |
|  |  |  | ３　土地、建物及び工作物の借入れに関すること。 |
| 安全施設 | １　交通安全施設の工事の契約に関すること。 |
|  |  | 管理（庁舎管理室） | １　本部本庁舎の管理及び保全に関すること。 |
|  |  | ２　本部所属庁舎の保全に関すること。  ３　本部本庁舎の案内に関すること。 |
|  |  |  | ４　本部本庁舎の電話交換に関すること。  ５ 本部本庁舎の周辺整備に関すること。 |
|  |  | 警戒（庁舎管理室） | １　本部本庁舎の警戒に関すること。 |
|  | 装備  課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  |  | ２　課の施設の維持管理に関すること。 |
| 調整 | １　所管事務に係る企画に関すること。 |
|  |  | 装備 | １　警察装備の調査、研究及び開発に関すること。 |
|  |  |  | ２　警察装備（車両及び警察用船舶を除く。）の調達、配分、管理及び処分に関すること。 |
|  |  |  | ３　拳銃の交付、貸与及び保管設備に関すること。  ４　服制に関すること。  ５　被服等の調達、配分、管理及び処分に関すること。  ６　警察手帳及び警察職員之証に関すること。 |
|  |  | 車両管理 | １　車両並びに車両、警察用船舶及び航空機に係る物品の調達、配分、管理及び処分に関すること。 |
|  |  |  | ２　車両、警察用船舶及び航空機の燃料に関すること。 |
|  |  |  | ３　貸出し用の車両の運用に関すること。 |
|  |  | 車両整備 | １　車両の整備に関すること。 |
|  |  |  | ２　車両の定期点検に関すること。 |
|  | 留置管理課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  | 計画第一 | １　所管事務に係る調査、研究、企画及び調整に関すること。 |
|  | 計画第二 | ２　刑事収容施設法に基づく本部長に対する審査の申請及び事実の申告の受　理及び処理に関すること。  ３　刑事収容施設法に基づく本部長に対する苦情の申出の受理及び処理に関　すること。  ４ 留置施設視察委員会に関すること。 |
| 指導総括 | １　留置業務の指導及び留置担当者の養成の計画に関すること。  ２　留置業務の実地監査の計画に関すること。  ３　留置業務に係る関係機関等との連絡調整に関すること。  ４　本部本庁舎の留置施設における被留置者に対する面会、金品の差入れ等　に関すること。  ５　本部本庁舎の調室に関すること。 |
|  | 指導第一 | １　留置業務の指導及び留置担当者の養成の実施に関すること。 |
|  | 指導第二 | ２　留置業務の実地監査の実施に関すること。  ３　被疑者等の留置の委託に係る調整に関すること。 |
| 指導第三 |
| 指導第四 |
| 指導第五 |
|  |  | 留置管理第一 | １　本部本庁舎の留置施設の管理に関すること。 |
|  |  | 留置管理第二 | ２　刑事収容施設法に基づく総務部留置管理課長に対する苦情の申出の受理 |
|  |  | 留置管理第三 | 及び処理に関すること。 |
|  |  | 新北島留置管理総務 | １　新北島別館庁舎の留置施設における被留置者に対する面会、金品の差入　れ等に関すること。  ２　新北島別館庁舎の調室に関すること。 |
|  |  | 新北島留置管理第一 | １　新北島別館庁舎の留置施設の管理に関すること。  ２　刑事収容施設法に基づく総務部留置管理課調査官（新北島留置管理）に　対する苦情の申出の受理及び処理に関すること。 |
| 新北島留置管理第二 |
|  |  | 新北島留置管理第三 |
| 支援総務（留置業務支援室） | １　女性の被留置者に係る留置業務に従事する女性職員の支援に関すること。  ２　大阪中之島合同庁舎同行室に関すること。  ３　堺地方合同庁舎同行室に関すること。  ４　大阪地方裁判所同行室に関すること。 |
|  |  |  |
|  |  |  | ５　大阪家庭裁判所少年同行室に関すること。 |
|  |  | 護送支援第一（留置業務支援室） | １　被留置者の集中護送に関すること。  ２　大阪地方検察庁岸和田支部同行室に関すること。 |
| 護送支援第二（留置業務支援室） |
|  | 府  民応接センタ－ | 総務 | １　センターの庶務に関すること。 |
|  | 調整 | １　広聴相談事案（他の所管に属するものを除く。）及び苦情申出制度に係る調査、研究、企画及び調整に関すること。 |
|  | 広聴相談第一 | １　広聴相談事案（他の所管に属するものを除く。）及び苦情申出制度に係る指導及び教養に関すること。 |
|  | ２　文書による苦情（他の所管に属するものを除く。）の受理及び処理に関すること。 |
|  | ３　苦情の処理結果（他の所管に属するものを除く。）の公安委員会への報告に関すること。 |
|  | ４　警察署協議会に関すること。 |
|  | 広聴相談第二 | １　広聴相談事案等（他の所管に属するものを除く。）の受理及び処理に関すること。 |
|  | 犯罪被害者等支援（犯罪被害者等支援室） | １　犯罪被害者等支援に係る調査、研究、企画及び調整に関すること。  ２　犯罪被害者等支援に係る各種制度の運用、指導及び研修に関すること。  ３　犯罪被害者等給付金に関すること。 |
|  |  |
|  |  |  | ４　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第３条第１項に規定する給付金に関すること。  ５　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第３条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。 |
|  |  | 情報公開・個人情報保護（情報公開・個人情報保護室） | １　情報の公開に係る調査、指導及び連絡調整に関すること。 |
|  |  | ２　大阪府警察の保有する情報の公開に関すること。  ３　個人情報の保護に係る調査、指導及び連絡調整に関すること。 |
|  |  |  | ４　大阪府警察の保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。 |
| 警務部 | 警務課 | 総務 | １　部及び課の庶務に関すること。 |
|  | ２　部内の連絡調整に関すること。 |
|  | ３　部内の他の所属に属しないこと。 |
|  |  | 人事総括第一 | １　人事企画に関すること。 |
|  |  |  | ２　職員の再任用及び再採用に関すること。 |
|  |  |  | ３　分限制度に関すること。  ４　人事資料に関すること。 |
| 人事総括第二 | １　人事管理に係るシステムの刷新に係る事務に関すること。 |
|  |  | 人事第一 | １　警部以上の階級にある警察官の人事に関すること。 |
|  |  |  | ２　昇任試験制度に関すること。 |
|  |  |  | ３　ハラスメントに関すること。 |
|  |  | 人事第二 | １　警部補以下の階級にある警察官の人事に関すること。 |
|  |  | 人事第三 | １　一般職員の人事及び採用に関すること。 |
|  |  |  | ２　賃金職員に関すること。 |
|  |  | 人事第四 | １　職員等の再雇用調整及び再就職の支援に関すること。  ２　非常勤職員（賃金職員を除く。）に関すること。 |
|  |  | 採用第一 | １　警察官（巡査）の採用（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
|  |  | 採用第二 |
|  |  | 採用第三 |  |
|  |  | 企画第一 | １　警察運営の総合調整に関すること。 |
|  |  |  | ２　重要な文書（総務課の所管に属するものを除く。）の審査に関すること。  ３　運営審議会の庶務に関すること。 |
|  |  | 企画第二 | １　勤務制度に関すること。 |
|  |  | 企画第三 | １　組織に関すること。 |
|  |  |  | ２　定員に関すること。 |
|  |  |  | ３　管轄区域に関すること。 |
|  |  | 企画第四 | １　警察行政の調査、研究及び企画に関すること。 |
|  |  |  | ２　警察運営に係る制度等（他の所管に属するものを除く。）に関する調査、研究及び企画に関すること。 |
|  |  |  | ３　拳銃の取扱い（装備課の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
| 給  与 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  | 給与第一 | １　給与に係る調査、研究及び企画に関すること。 |
|  | 課 |  | ２　初任給、昇給及び昇格に関すること。 |
|  |  |  | ３　扶養手当、児童手当、退職手当、特殊勤務手当その他の手当（管理職員特別勤務手当を除く。）に関すること。  ４　地方警務官の給与に関すること。 |
|  |  | 給与第二 | １　給料、諸手当、恩給等の支出に関すること。 |
|  |  |  | ２　管理職員特別勤務手当に関すること。 |
|  |  |  | ３　住民税の特別徴収等に関すること。 |
|  |  |  | ４　給与の集中管理に関すること。 |
|  |  |  | ５　恩給の裁定に関すること。 |
|  |  |  | ６　賞じゅつ金及び見舞金に関すること。 |
|  |  |  | ７　公務災害補償に関すること。 |
|  |  |  | ８　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。  ９　給与事務の処理に係るシステムの運用に関すること。 |
|  | 教養課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  |  | ２　教養図書及び警察文庫の維持管理に関すること。 |
|  | 計画 | １　警察教養の総合的調査、研究及び企画に関すること。 |
|  |  |  | ２　所属において実施する教養の調整、効果検証及び指導に関すること。 |
|  |  | 職場教養 | １　職場教養に係る調査、研究、計画及び推進に関すること。 |
|  |  |  | ２　教養資料の編集及び発行に関すること。 |
|  |  |  | ３　職員の各種研修に関すること。 |
|  |  |  | ４　講習会、講演会その他教養関係行事に関すること。 |
| 若手育成支援 | １　警察署に対する若手警察官（採用時教養修了後５年未満又は年齢が30歳　未満の警察官をいう。）を対象とした巡回指導及び教養の実施に関すること。  ２　重点的な個人指導の対象となる警察官の指導及び育成に係る支援に関す　ること。 |
|  |  | 学校教養 | １　学校教養の計画に関すること。 |
|  |  |  | ２　学生及び講習生の派遣に関すること。 |
|  |  | 術科第一 | １　術科教養に係る調査、研究及び計画に関すること。 |
|  |  | 術科第二 | ２　術科競技大会の計画及び実施に関すること。 |
|  |  |  | ３　術科教養施設の維持管理に関すること。 |
|  |  |  | ４　術科訓練等に関すること。 |
|  |  |  | ５　総合訓練センターの整備計画に関すること。 |
|  |  | 機関誌 | １　機関誌の企画編集に関すること。 |
|  |  | 国際化対策（通訳センター） | １　国際化対策に係る調査、研究及び企画に関すること。 |
|  |  | ２　国際協力（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
|  |  | 通訳（通訳センター） | １　通訳及び翻訳に関すること。 |
|  |  | ２　指定通訳員の運用に関すること。 |
|  |  |  | ３　部外通訳人の確保及び協力要請に関すること。  ４　外国語教養に関すること。 |
|  | 厚生課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  | 調整 | １　職員の福利厚生に係る調査、研究及び企画に関すること。 |
|  |  | ２　厚生課の所管に係る外郭団体に関すること。  ３　職員のレクリエーションに関すること。 |
|  |  | 福利 | １　職員の相互共済及び福利増進（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
|  |  |  | ２　警察職員互助会の組織及び運用に関すること。 |
|  |  | 共済 | １　警察共済組合の出納経理に関すること。 |
|  |  |  | ２　警察共済組合の短期給付に関すること。 |
|  |  |  | ３　警察共済組合の長期給付に関すること。  ４　警察共済組合の福祉事業に関すること。 |
|  |  | 共済施設 | １　共済福利施設に関すること。 |
|  |  | 待機宿舎 | １　待機宿舎（世帯用宿舎及び単身寮）の運営管理に関すること。 |
|  |  |  | ２　待機宿舎（単身寮）入居者の生活指導に関すること。 |
| 相談（職員相談室） | １　職員の生活相談及び生活設計に関する調査、研究及び指導に関すること。 |
|  | 監察 | 総務 | １　室の庶務に関すること。 |
|  | 表彰 | １　表彰に関すること。 |
|  | 室 | 監察第一 | １　監察の企画及び調整に関すること。 |
|  |  | 監察第二 | ２　監察の実施に関すること。 |
|  |  | 監察第三 | ３　職員の事故防止一般に関すること。 |
|  |  | 監察第四 | １　懲戒及び訓戒等に関すること。 |
| 特命第一 | １　特命事項の処理に関すること。  ２　特命事項の調査に関すること。  ３　特命事項の監察の実施に関すること。 |
| 特命第二 |
| 特命第三 |
| 特命第四 |
| 特命第五 |
|  |  | 訟務第一 | １　訟務関係法令の調査、研究及び指導に関すること。 |
|  |  | 訟務第二 | ２　民事訴訟事案に関すること。 |
|  |  |  | ３　行政訴訟事案に関すること。 |
|  |  | 訟務第三 | １　行政不服審査事案に関すること。 |
|  |  |  | ２　刑事収容施設法に基づく公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告の受理及び処理に関すること。 |
|  |  | 訟務第四 | １　損害賠償に関すること。 |
|  |  | 訟務第五 | １　職員の被告訴（発）事案に関すること。 |
|  |  |  | ２　人権擁護機関への提訴事案に関すること。  ３　公判に関する検察庁との連絡調整その他関係事務の処理に関すること。 |
|  | 健  康  管  理  セ  ン  タ  － | 総務 | １　センターの庶務に関すること。 |
|  | 計画 | １　職員の健康管理に係る調査、研究及び企画に関すること。 |
|  |  | ２　職員の健康診断に係る計画及び調整に関すること。 |
|  | 保健 | １　職員の保健指導、健康教育その他疾病の予防に関すること。 |
|  |  | ２　要管理疾病者その他の疾病者の管理に関すること。  ３　環境測定（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
|  |
|  |  | ４　健康管理関係資料の処理に関すること。 |
| 高度情報推進課 | 総務 | １　高度情報推進局（以下「局」という。）及び課の庶務に関すること。  ２　局内の連絡調整に関すること。  ３　局内の他の所属に属しないこと。 |
| 計画 | １　情報システムに係る情報の管理（他の所管に属するものを除く。）に関すること。  ２　ＩＴ化推進その他の所管事務の企画及び調整に関すること。  ３　電子計算機等の処理に係る個人情報の保護その他データ保護の総括に関　すること。  ４　警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。 |
| ＩＴ化推進第一 | １　ＩＴ化推進に係る技術の調査及び研究並びにシステムの導入に関すること。  ２　警察庁が整備する情報管理システムの導入事務に関すること。  ３　情報通信ネットワークの維持管理に関すること。 |
| ＩＴ化推進第二 |
| システム第一 | １　情報システムに係る技術の調査及び研究並びに技術支援（他の所管に属　するものを除く。）に関すること。  ２　システムの開発に関すること。  ３　情報システムの運用及び保守（他の所管に属するものを除く。）に関する　こと。  ４　情報システムによるデータ処理（他の所管に属するものを除く。）に関す　ること。 |
| システム第二 |
| システム第三 |
| システム第四 | １　警察庁による警察情報管理システムの合理化・高度化に係る情報管理シ　ステムの総括及び調整（他の所管に属するものを除く。）に関すること。  ２　刑事手続のＩＴ化に係る技術支援に関すること。  ３　警察庁が整備する警察共通基盤システムの運用の総括及び調整（他の所　管に属するものを除く。）に関すること。 |
| 情報セキュリティ | １　情報セキュリティ及び情報管理業務に係る監査及び指導に関すること。  ２　情報システムの活用の指導（他の所管に属するものを除く。）に関すること。  ３　情報処理能力検定に関すること。 |
| 情報第一（情報センター） | １　個人照会業務等による照会（他の所管に属するものを除く。）に関する  　こと。  ２　被害品速報に関すること。  ３　情報システムの活用による初動捜査の支援（他の所管に属するものを除　く。）に関すること。 |
| 情報第二（情報センター） |
| 情報第三（情報センター） | ４　情報システムの活用による捜査の支援並びに捜査の支援の計画及び指導　（他の所管に属するものを除く。）に関すること。  ５　照会業務の指導（他の所管に属するものを除く。）に関すること。  ６　照会に係る資料の登録（他の所管に属するものを除く。）に関すること。  ７　情報システムの活用による犯罪捜査に係る情報の処理（他の所管に属す　るものを除く。）に関すること。 |
| 情報管理（情報センター） |
| サイバ－セキュリティ対策課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
| 対策・育成 | １　サイバーセキュリティ基本法第２条に規定するサイバーセキュリティ　　（以下「サイバーセキュリティ」という。）の確保に向けた総合対策（以　下「サイバーセキュリティ対策」という。）に係る調査、研究及び企画に　関すること。  ２　サイバーセキュリティ対策に係る関係部・課及び警察署並びに関係機関　との連絡調整に関すること。 |
| 指導総括 | １　サイバー犯罪に係る情報の管理に関すること。  ２　サイバーセキュリティ対策に係る指導に関すること。  ３　サイバーセキュリティの確保に係る相談に関すること。  ４　犯罪捜査に係る情報技術（情報解析に関することを除く。）の支援に関　すること。 |
| 指導第一 |
| 指導第二 |
| 情報解析 | １　犯罪捜査に係る情報解析に関すること。 |
| 生活安  全  部 | 生活安全  総  務課 | 総務 | １　部及び課の庶務に関すること。  ２　部内の連絡調整に関すること。  ３　部内の他の所属に属しないこと。 |
| 企画第一 | １　生活安全警察の総合的調査、研究及び企画に関すること。 |
| 企画第二 | ２　犯罪、事故その他の事案に係る府民生活の安全と平穏を確保するための制度及び施策の調査、研究及び企画（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
| ３　部の所管法令の調査及び研究に関すること。 |
|  | ４　あいりん地区治安維持対策に関すること。 |
|  |  | ５　生活安全特別捜査隊の運用に関すること。 |
|  | 指導第一 | １　生活安全部の所管に属する事件の捜査実務一般の指導に関すること。  ２　生活安全警察官の育成指導に関すること。 |
|  | 指導第二 |
|  |  |  | ３　行商人の押売防止に関する条例に規定する犯罪の取締りに関すること。 |
| ４　迷惑防止条例に規定する犯罪（他の所管に属するものを除く。）の取締りに関すること。 |
| ５　大阪府安全なまちづくり条例に規定する犯罪の取締りに関すること。  ６　要保護者の保護に関すること。  ７　自殺統計に関すること。 |
| 総括（人身安全対策室） | １　人身安全関連事案（児童虐待事案を除く。）対策に係る調査、研究、企画及び調整に関すること。 |
| 情報（人身安全対策室） | １　人身安全関連事案（児童虐待事案を除く。）の情報に関すること（他の所管に属するものを除く。）。  ２　人身安全関連事案（児童虐待事案を除く。）対策に係る教養に関すること。  ３　人身安全関連事案（児童虐待事案及び行方不明事案を除く。）対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。 |
| 人身安全指導第一（人身安全対策室） | １　人身安全関連事案（児童虐待事案を除く。）に関する警察署に対する指導及び支援に関すること（初動的な措置に係るものを除く。）。 |
| 人身安全指導第二（人身安全対策室） |
|  |
| 行方不明（人身安全対策室） | １　行方不明事案に関すること。 |
| 初動第一（人身安全対策室） | １　人身安全関連事案に係る初動的な措置（他の所管に属するものを除く。）に関する警察署に対する支援及び指導に関すること。  ２　人身安全関連事案に関する相談に関すること。  ３　生活安全総務課長が特に命ずる人身安全関連事案に関する警察署に対す　る支援に関すること。 |
| 初動第二（人身安全対策室） |
| 初動第三（人身安全対策室） |
| 児童虐待対策第一（児童虐待対策室） | １　児童虐待対策に係る調査、研究及び企画に関すること。  ２ 児童虐待対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。 |
| 児童虐待対策第二（児童虐待対策室） | １　児童虐待対策に係る指導及び支援に関すること。  ２　児童虐待事案等の調査及び捜査（他の所管に属するものを除く。）に関  　すること。 |
| 府民  安全対策  課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
| 防犯総括 | １　犯罪の予防に関すること（他の所管に属するものを除く。）。  ２　金融業、物品販売業等の店舗、事務所又は事業所に対する防犯指導に関すること。  ３　防犯団体に対する指導及び防犯団体との連携に関すること。  ４　防犯ボランティアの育成及び支援に関すること。  ５　防犯環境の整備に係る調査、研究及び企画並びに関係機関との連絡調整に関すること。  ６　犯罪被害の防止に資する情報及び資料の収集、分析及び提供に関すること。  ７　地域安全運動に関すること。  ８　防犯対策に関する警察署に対する指導及び支援に関すること。  ９　治安水準の改善及び犯罪の抑止のため警察が地方公共団体又は府民と協働して推進する対策に係る企画及び立案並びに推進並びに地方公共団体等との連絡調整に関すること。 |
| 防犯対策第一 |
| 防犯対策第二 |
| 防犯対策第三 |
| 特殊詐欺対策第一 |
| 特殊詐欺対策第二 |
| 10　大阪府安全なまちづくり条例の施行に関すること（生活安全総務課の所管に属するものを除く。）。 |
| 11　街頭防犯カメラシステムの運用及び管理に関すること。 |
| 指導・情報 | １　子供及び女性を対象とする犯罪の取締りに関すること（他の所管に属するものを除く。）。 |
| 捜査第一 |
| 捜査第二 | ２　子供及び女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる事案に係る警告等に関すること。 |
| ３　軽犯罪法に規定する犯罪（同法第１条第20号、第23号及び第28号に係る ものに限る。）の取締りに関すること。 |
| ４　迷惑防止条例に規定する犯罪（迷惑防止条例第６条に係るものに限る。）の取締りに関すること。 |
| ５　性犯罪等の抑止に係る情報の収集及び分析に関すること。 |
| サイ  バ－  犯罪  捜査  課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
| 調整・初動捜査 | １　サイバー犯罪の捜査に係る企画及び調整に関すること。  ２　サイバー犯罪の初動捜査に関すること。 |
| 捜査第一 | １　サイバー犯罪（他の所管に属するものを除く。）の捜査に関すること。  ２　特に命ぜられたサイバー犯罪（他の所管に属するものに限る。）の捜査に関すること。 |
| 捜査第二 |
| 捜査第三 |
|  | 保  安課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  | 対策 | １　所管事務の調査、研究及び企画に関すること。 |
|  |  | ２　所管事務に係る広報及び資料に関すること。 |
|  |  | ３　歓楽街総合対策（歓楽街における総合的な治安対策をいう。）に係る連絡調整に関すること。 |
| 支援・指導 | １　警察署に対する許可等事務（他の所管に属するものを除く。）に係る支援及び指導に関すること。 |
|  | 保安 | １　銃砲刀剣類等の所持許可等に関すること。 |
|  |  | ２　猟銃用火薬類等の譲渡等の許可に関すること。 |
|  |  |  | ３　銃砲刀剣類等及び火薬類の許可等に係る取締りに関すること。 |
|  |  |  | ４　狩猟の取締りに関すること。 |
|  |  |  | ５　火薬類取扱場所の立入検査に関すること。 |
|  |  |  | ６　猟銃等の取扱講習等に関すること。 |
|  |  |  | ７　銃砲刀剣類及び火薬類等の事件捜査（捜査第四課の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
|  |  |  | ８　不発弾等の処理要請に関すること。 |
|  |  | 行政第一 | １　風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可、許可の取消し等に関すること。  ２　性風俗関連特殊営業及び深夜における酒類提供飲食店営業（以下「性風　俗関連特殊営業等」という。）の届出に関すること。  ３ 電話異性紹介営業に係る利用カード販売業の届出に関すること。 |
| 行政第二 |
|  |  | ４　特殊風俗あっせん事業の届出に関すること。  ５　風俗営業、特定遊興飲食店営業、性風俗関連特殊営業等及び特殊風俗あ  　っせん事業の営業等の停止等に関すること。  ６　風俗営業、特定遊興飲食店営業、性風俗関連特殊営業等及び特殊風俗あ  　っせん事業に対する立入り及び指導等に関すること。  ７　電話異性紹介営業に係る利用カード販売業の措置命令及び指導等に関す　ること。 |
| 営業第一 | １　質屋営業、古物営業及び金属くず営業の許可、許可の取消し、営業の停　止等に関すること。  ２　質屋営業、古物営業及び金属くず営業の取締りに関すること。  ３ 警備業の認定、認定の取消し、営業の停止等に関すること。  ４　警備業の取締りに関すること。  ５ 探偵業の届出、営業の停止及び廃止等に関すること。  ６ 探偵業の取締りに関すること。 |
| 営業第二 |
| 捜査支援 | １ 風俗関係事犯に係る事件情報に関すること。  ２ 警察署に対する風俗関係事犯に係る事件の捜査の支援に関すること。 |
|  |  | 取締指導 | １　風俗関係事犯（他の所管に属するものを除く。）の取締りの指導に関すること。 |
|  |  |  | ２　風俗関係事犯に関する手配、照会及び連絡調整に関すること。 |
|  |  |  | ３　屋外広告物の取締りに関すること。 |
|  | ４　迷惑防止条例の施行（迷惑防止条例第８条及び第９条に係るものに限る。）に関すること。 |
| 情報 | １　風俗関係事犯に係る情報に関すること（他の所管に属するものを除  　く。）。 |
|  |  | 風紀第一 | １　風俗関係事犯（他の所管に属するものを除く。）の取締りに関すること。 |
|  |  | 風紀第二 |  |
|  | 生活経  済  課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  | 指導・情報 | １　所管法令の研究及び実務一般の指導に関すること。 |
|  |  | ２　所管法令違反の取締りの企画に関すること。  ３　所管事務に係る情報及び資料に関すること。 |
|  |
|  |  | ４　所管事務に係る関係機関及び団体との連絡に関すること。 |
|  |  | 生活経済第一 | １　金融、不動産その他の経済関係事犯（捜査第二課及び特殊詐欺捜査課の所管に属するものを除く。）の取締りに関すること。 |
| 生活経済第二 |
|  |  | 生活経済第三 | ２　無体財産権関係事犯の取締りに関すること。 |
|  |  | 生活経済第四 | ３　密貿易事犯の捜査に関すること  ４　税関係事犯の取締りに関すること。  ５　他の所管に属しない特別法令違反の取締りに関すること。 |
| 生活経済第五 |
| 生活経済第六 |
|  | 生活環境  課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  | 指導 | １　所管法令の研究及び実務一般の指導に関すること。 |
|  |  | ２　所管法令違反の取締りの企画に関すること。 |
|  |  | ３　放射性物質、特定物質及び届出対象病原体等の運搬の届出等に関すること。 |
|  |  | ４　所管事務に係る情報及び資料に関すること。 |
|  |  | ５　所管事務に係る関係機関及び団体との連絡に関すること。 |
|  | 生活環境第一 | １　環境関係事犯（交通公害を除く。）の取締りに関すること。 |
|  |  | 生活環境第二 | ２　保健衛生関係事犯（薬物対策課の所管に属するものを除く。）の取締りに関すること。 |
| 生活環境第三 |
|  | ３　外国人労働者に係る雇用関係事犯（保安課の所管に属するものを除く。）の取締りに関すること。 |
| ４　高圧ガス、放射性物質等の危険物の取締り（保安課の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
|  | 少年課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  | 対策 | １　少年警察の企画及び広報（児童虐待事案に関することを除く。）に関す  　ること。 |
|  |  | ２　少年非行等の調査、分析及び統計に関すること。 |
|  |  |  | ３　少年の事故（交通事故を除く。）一般に関すること。 |
| 指導 | １　所管法令の研究及び捜査の指導に関すること。 |
|  |  |  | ２　少年事件及び少年の福祉を害する犯罪に係る事件（以下「少年事件等」　という。）に係る手配、照会その他連絡調整に関すること。 |
|  |  |  | ３　非行集団に係る犯罪の情報及び資料に関すること。  ４　警察署に対する少年事件等の捜査等の支援に関すること。 |
|  |  | 福祉犯捜査第一 | １　少年の福祉を害する犯罪の捜査に関すること。 |
| 福祉犯捜査第二 |
| 少年捜査第一 | １　少年犯罪の捜査に関すること。 |
|  |  | 少年捜査第二 |  |
|  |  | 少年育成総括第一（少年育成室） | １　少年非行の防止対策（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
|  |  | ２　少年補導及び被害少年の保護（児童虐待事案に関することを除く。）に  　関すること。 |
|  |  | 少年育成総括第二（少年育成室） | ３　少年警察ボランティアに関すること。  ４　少年相談に関すること。 |
|  |  | ５　少年等の資質調査及び事後補導に関すること。  ６　少年を巡る有害環境の浄化に関すること。  ７　インターネット異性紹介事業の届出、停止等に関すること。 |
|  |  | 少年育成第一（少年育成室） | １　少年非行の防止に係る活動に関すること。  ２　少年補導及び被害少年の保護（児童虐待事案に関することを除く。）に  　係る活動に関すること。 |
|  |  | 少年育成第二（少年育成室） |
| 地域部 | 地域総  務  課 | 総務 | １　部及び課の庶務に関すること。 |
|  | ２　部内の連絡調整に関すること。 |
|  | ３　部内の他の所属に属しないこと。 |
|  | 企画第一 | １　地域警察の総合的調査、研究及び企画に関すること。 |
|  | 企画第二 | ２　地域警察官の運用の調整に関すること。  ３　方面機動警ら隊及び鉄道警察隊の運用に関すること。  ４　警ら用無線自動車の運用及び教養に関すること。  ５　警察用船舶の運用に関すること。  ６　水上警察に関すること。  ７　水難に関すること。  ８　鉄道事業関係機関・団体との連絡調整に関すること。  ９　山岳遭難その他の事故（交通事故及び水難並びに少年課及び警備第二課の所管に関するものを除く。）に関すること。  10　地域警察の統計及び資料に関すること。  11　特命事項に関すること。 |
|  |  |
| 安全対策 | １　地域警察官の安全対策に関すること。  ２　交番、駐在所、警備派出所、警ら連絡所及び鉄道警察隊の分駐所（以下　「交番等」という。）のセキュリティ高度化等に関すること。 |
|  |  | 管理 | １　交番及び駐在所の設置に関すること。 |
|  |  |  | ２　交番等の整備計画に関すること。 |
|  |  |  | ３　交番等の勤務環境の整備に関すること。 |
|  |  | 指導総括（地域指導室） | １　地域警察官の育成及び地域警察活動に係る調査、研究等に関すること。 |
|  |  | ２　地域警察活動等の指導の総括に関すること。 |
|  |  | 指導第一（地域指導室） | １　第一方面区内警察署及び第一方面機動警ら隊の地域警察活動の指導に関すること。 |
|  |  | 指導第二（地域指導室） | １　第二方面区内警察署及び鉄道警察隊の地域警察活動の指導に関すること。 |
|  |  | 指導第三（地域指導室） | １　第三方面区内警察署及び第二方面機動警ら隊の地域警察活動の指導に関すること。 |
|  |  | 指導第四（地域指導室） | １　第四方面区内警察署の地域警察活動の指導に関すること。 |
|  |  | 指導第五（地域指導室） | １　第五方面区内警察署及び第三方面機動警ら隊の地域警察活動の指導に関すること。 |
| 養成第一（地域指導室） | １　地域警察官の職務質問に係る技能の向上に関すること。  ２　警ら活動を通じた実践的な現場指導に関すること。 |
| 養成第二（地域指導室） |
|  | 通信指令  室 | 総務 | １　室の庶務に関すること。 |
|  | 管理 | １　通信指令業務の調査、研究及び企画に関すること。 |
| ２　通信指令業務の統計及び資料に関すること。 |
|  |  | ３　警察通信の施設に関すること。 |
|  |  | ４　警察通信機器の運用に関すること。 |
|  |  | ５　通信関係機関との連絡調整に関すること。 |
|  |  | 初動警察 | １　重要事件等に対する緊急配備その他の緊急初動処置の調査、研究及び企画に関すること。 |
| ２　重要事件等に対する緊急配備その他の緊急初動処置の指導及び訓練に関すること。 |
| ３　警察通信の指導及び訓練に関すること。 |
|  |  | 指令第一 | １　重要事件等に対する緊急配備その他の緊急初動処置の実施に関すること。 |
| 指令第二 | ２　通信指令業務の実施に関すること。 |
|  |  | 指令第三 | ３　110番等の受理及び処理に関すること。 |
|  |  | 指令第四 | ４　非常通信の受信及び処理に関すること。 |
|  |  | 指令第五 | ５　無線自動車の緊急運用に関すること。 |
|  |  | 指令第六 |  |
| 刑事部 | 刑事総  務  課 | 総務 | １　部及び課の庶務に関すること。 |
|  | ２　部内の連絡調整に関すること。 |
|  | ３　部内の他の所属に属しないこと。 |
|  | 企画第一 | １　刑事警察の総合的調査、研究及び企画に関すること。 |
|  |  | ２　機動捜査隊及び刑事特別捜査隊の運用に関すること。 |
|  |  | 企画第二 | １　捜査技術の研究に関すること。 |
|  |  |  | ２　刑事警察に関する基礎資料及び捜査情報の管理及び分析に関すること。 |
|  |  | 養成 | １　刑事警察官の育成指導に関すること。 |
| 連絡・調整 | １　2025年日本国際博覧会の刑事対策に係る関係機関及び団体との連絡調整　に関すること。 |
| 総括第一 | １　捜査実務一般の調査及び研究に関すること。  ２　取調べの録音・録画に関すること。  ３　特に命ぜられた捜査実務の指導及び支援に関すること。 |
|  |  | 総括第二 | １　所管法令の調査及び研究に関すること。  ２ 所管事件の公判対策に関すること。  ３　捜査実務一般の教養に関すること。  ４ 刑事警察資料の作成に関すること。 |
|  |  | 指導第一 | １　捜査実務一般の指導に係る企画、連絡調整及び調査に関すること。  ２　警察署に対する捜査実務一般の巡回指導の実施に関すること。 |
| 指導第二 |
|  |  | 指導第三 |  |
| 指導第四 |
|  |  | 指導第五 |  |
|  | 捜査第一  課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  | 情報分析 | １　所管事務に係る情報に関すること。 |
|  |  | ２　凶悪事件捜査の企画及び調整に関すること。 |
|  |  | ３　凶悪犯に係る広域捜査に関すること。  ４　所管事件の分析に関すること。 |
| 指導第一 | １　所管事件の捜査指導（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
| 指導第二 |
| 性犯罪捜査第一 | １　不同意性交等及び不同意わいせつ事件の捜査指導に関すること。  ２　性犯罪の被害相談に対する助言及び指導に関すること。 |
| 性犯罪捜査第二 |
| 性犯罪捜査指導 |
|  |  | 第一 | １　殺人事件の捜査に関すること。 |
|  |  | 第二 | ２　強盗事件の捜査に関すること。 |
|  |  | 第三 | ３　不同意性交等事件の捜査に関すること。 |
|  |  | 第四 | ４　傷害事件の捜査に関すること。 |
|  |  | 第五 | ５　変死体に関すること。 |
|  |  | 第六 | ６　他の所管に属さない刑法犯の捜査に関すること。 |
| 長期未解決事件捜査 | １　特に命ぜられた所管事件の捜査に関すること。 |
| 児童虐待事件捜査第一 | １　児童虐待事件の捜査指導（他の所管に属するものを除く。）に関するこ　と。 |
| 児童虐待事件捜査第二 |
| 火災事件捜査第一 | １　放火及び失火に係る犯罪の捜査に関すること。 |
| 火災事件捜査第二 |
| 業務上過失事件捜査 | １　業務上過失事件（交通事故事件を除く。）の捜査に関すること。 |
|  |  | 特殊事件第一 | １　略取及び誘拐に係る犯罪の捜査に関すること。 |
|  |  | 特殊事件第二 | ２　銃砲又は爆発物を使用した事件の捜査に関すること。 |
|  |  | 特殊事件第三 | ３　航空機、船舶等の奪取事件の捜査に関すること。 |
|  |  | ４　匿名の電話又は文書による恐喝及び脅迫に係る犯罪の捜査に関すること。 |
|  |  |  | ５　サリン等による人身被害の防止に関する法律違反事件の捜査に関すること。 |
| 人身安全事件捜査 | １　人身安全関連事案に係る犯罪の捜査指導（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
|  | 捜査  第  二  課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  | 情報 | １　知能犯捜査（特殊詐欺捜査課の所管に属するものを除く。）に係る企画　及び調整に関すること。  ２　知能犯（特殊詐欺捜査課の所管に属するものを除く。）に係る情報及び　資料（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
|  |
|  |  | ３　知能犯（特殊詐欺捜査課の所管に属するものを除く。）に係る広域捜査　（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
|  |  | ４　所管事件の捜査指導（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
| 選挙指導 | １　選挙及び政治資金に係る犯罪の情報及び資料に関すること。  ２　選挙違反の取締りに係る指導に関すること。 |
|  |  | 財務捜査 | １　所管事件の財務捜査に関すること。 |
|  |  | 企業特捜第一 | １　企業犯罪の捜査に関すること。 |
|  |  | 企業特捜第二 | ２　証券・金融関係犯罪（生活経済課及び特殊詐欺捜査課の所管に属するものを除く。）の捜査に関すること。 |
|  |  | 企業特捜第三 |
| 企業特捜第四 |
| 知能・偽造第一 | １　詐欺（特殊詐欺捜査課の所管に属するものを除く。）、横領、背任等一　般知能犯に係る犯罪の捜査に関すること。  ２　不動産侵奪及び境界損壊犯に係る犯罪の捜査に関すること。  ３　偽造、変造及び模造に係る犯罪の捜査に関すること。 |
| 知能・偽造第二 |
|  |  | 特捜第一 | １　贈収賄に係る犯罪の捜査に関すること。 |
|  |  | 特捜第二 | ２　公務員の職務に関する犯罪の捜査に関すること。  ３　選挙及び政治資金に係る犯罪の捜査に関すること。 |
|  |  | 特捜第三 |
|  |  | 特捜第四 |  |
|  |  | 特捜第五 |  |
|  |  | 聴訴・指導（告訴センター） | １　告訴・告発事件（他の所管に属するものを除く。）の受理及び処理に関　すること。 |
|  |  | ２　告訴・告発事件（他の所管に属するものを除く。）の捜査指導に関する　こと。 |
|  |  | 告訴第一（告訴センター） | １　告訴・告発事件（他の所管に属するものを除く。）の捜査に関すること。 |
|  |  | ２　告訴・告発事件（他の所管に属するものを除く。）の捜査に係る警察署　に対する支援に関すること。 |
|  |  | 告訴第二（告訴センター） |
|  | 捜査第三  課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
| 情報 | １　窃盗犯捜査の企画及び調整に関すること。  ２　窃盗犯の情報及び資料に関すること。  ３　窃盗犯に係る広域捜査に関すること。  ４　窃盗犯に係る告訴・告発事件に関すること。  ５　所管事件に係る関係機関との連絡調整に関すること。 |
|  | 手口・盗品 | １　所管事件の手口の検討に関すること。 |
|  |  | ２　所管事件の手口捜査に関すること。 |
|  |  | ３　窃盗常習者の実態把握及び捜査に関すること。  ４　盗品等の捜査に関すること。  ５　盗品等の情報に関すること。  ６　品触れに関すること。 |
|  | 指導第一 | １　所管事件の捜査指導に関すること。 |
| 指導第二 |
|  |  | 盗犯特捜第一 | １　重要窃盗犯の捜査に関すること。 |
|  |  | 盗犯特捜第二 |  |
|  |  | 盗犯特捜第三 |  |
|  |  | 盗犯特捜第四 |  |
|  |  | すり犯捜査 | １　移動警察（列車警乗を除く。）に関すること。 |
|  |  |  | ２　すり犯の捜査に関すること。 |
|  |  | 広域捜査第一 | １　広域窃盗犯の捜査に関すること。 |
|  |  | 広域捜査第二 |  |
| 広域捜査第三 |
|  | 捜査第四  課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  | 総括 | １　暴力団関係犯罪捜査等の企画及び調整に関すること。 |
|  |  | ２　暴力団関係犯罪に係る広域捜査に関すること。 |
|  |  | ３　銃器対策に係る調査、研究及び企画に関すること。 |
|  |  | ４　銃器対策の推進に係る関係機関との連絡調整に関すること。 |
| ５　銃器対策の指導に関すること。 |
| ６　銃器に係る情報及び資料に関すること。  ７　所管事件の財務捜査に関すること。 |
|  |  | 情報・視察解明 | １　暴力団の組織及び活動実態等の把握及び解明に関すること。 |
|  |  |  | ２　暴力団関係犯罪等の情報に関すること。  ３　暴力団事務所に対する視察に関すること。  ４　暴力団員等の動向把握及び分析に関すること。 |
| 特捜第一 | １　準暴力団等に係る犯罪の捜査に関すること。 |
| 特捜第二 |
| 特捜第三 |
|  |  | 捜査第一 | １　企業に関わる暴力団関係犯罪の捜査に関すること。 |
|  |  | 捜査第二 |
|  |  | 捜査第三 | １　暴力団関係犯罪（企業に関わるものを除く。）の捜査に関すること。 |
|  |  | 捜査第四 | ２　恐喝及び脅迫（捜査第一課の所管に属するものを除く。）並びに暴行及び賭博（他の所管に属するものを除く。）に係る犯罪の捜査に関すること。 |
| 捜査第五 |
|  |  | 捜査第六 | ３　競馬法、自転車競技法その他これに類する法令違反の捜査に関すること。 |
|  |  | 捜査第七 | ４　多衆犯罪（警備総務課及び公安第三課の所管に属するものを除く。）の捜査に関すること。 |
|  |  | 捜査第八 | １　暴力団が関係する賭博に係る犯罪の捜査に関すること。 |
|  |  | 銃器捜査 | １　銃器事犯情報に関すること。  ２　銃器捜査に関すること。 |
|  |  | 暴力団排除対策（暴力団対策室） | １　暴力団等排除対策の推進に関すること。 |
|  |  | ２　暴力団情報の提供に関すること。 |
|  |  | ３　大阪府暴力追放推進センターに関すること。 |
|  |  |  | ４　暴力団対策法に基づく援助及び援護に関すること。 |
|  |  | 保護対策（暴力団対策室） | １　暴力団等から危害を被るおそれのある者の保護対策に関すること。 |
|  |  | ２　暴力団員等による犯罪の被害者等に対する援助（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
|  |  | 規制（暴力団対策室） | １　暴力団対策法に基づく命令の処分等に関すること。 |
|  |  | ２　暴力団が絡む相談に関すること。 |
|  |  |  | ３　暴力団対策法に基づく意見聴取に関すること。 |
|  |  |  | ４　暴力団対策法違反の捜査に関すること。  ５　暴力団排除条例の施行に関すること。（他の所管に属するものを除く。） |
|  |  | 資料・指定（暴力団対策室） | １　暴力団等関係資料に関すること。 |
|  |  | ２　暴力団の指定及び確認に関すること。 |
|  |  | ３　指定暴力団等の実態解明に関すること。 |
|  | 薬物対策  課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  | 薬物対策 | １　薬物対策に係る企画及び調整に関すること。 |
|  |  | ２　所管事件に係る情報及び資料に関すること。 |
|  | ３　所管事件に係る国外捜査等に関すること。 |
| 薬物特別捜査第一 | １　特定の地域における薬物犯罪の取締りに関すること。  ２　特に命ぜられた薬物犯罪の取締りに関すること。 |
| 薬物特別捜査第二 |
| 薬物特別捜査第三 |
|  | 薬物捜査指導 | １　所管法令の研究及び実務一般の指導に関すること。 |
|  |  |  | ２　所管事件に係る関係機関との連絡調整に関すること。  ３　所管事件の捜査指導に関すること。  ４　所管事件に係るサイバー犯罪の取締りに関すること。 |
|  |  | 薬物捜査第一 | １　薬物犯罪（他の所管に属するものを除く。）の取締りに関すること。 |
|  |  | 薬物捜査第二 |  |
|  |  | 薬物捜査第三 |
|  |  | 水際対策 | １　薬物犯罪の水際対策に関すること。 |
|  | 国際捜査課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  | 国際捜査共助第一 | １　国際捜査の企画及び調整に関すること。 |
|  | 国際捜査共助第二 | ２　国際捜査共助に関すること。 |
|  |  | ３　国際手配及び海空港手配に関すること。 |
|  |  | ４　国際刑事警察機構の事務に関すること。 |
|  |  |  | ５　在日外国公館等への通報及び連絡に関すること。  ６　水際における国外逃亡被疑者等の捜査に関すること。 |
|  |  | 外国人安全対策・情報 | １　在留外国人対策（出入国管理及び難民認定法第２条の２第１項に規定す　る在留資格をもって本邦に在留する外国人の安全の確保に向けた総合対策　をいう。）に関すること。  ２　外国人に係る犯罪の情報に関すること。 |
|  |  | 指導第一 | １　所管事件の捜査指導に関すること。 |
|  |  | 指導第二 | ２　国外逃亡被疑者の追跡捜査及び身柄引取りに関すること。  ３　国外犯の捜査に関すること。 |
| 指導第三 |
|  |  | 国際捜査第一 | １　外国人に係る犯罪の捜査に関すること。 |
| 国際捜査第二 |
|  |  | 特命第一 | １　特に命ぜられた外国人に係る犯罪の捜査に関すること。 |
| 特命第二 |
| 特殊詐欺捜査  課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
| 総括 | １　特殊詐欺事件に係る企画及び調整に関すること。  ２　特殊詐欺事件の情報及び資料に関すること。 |
| 組織情報分析 | １　特殊詐欺事件に係る犯罪組織及びその活動実態等の分析に関すること。  ２　特殊詐欺の犯行を容易にするための道具を無力化するための措置に関す　ること。 |
| 財務捜査 | １　特殊詐欺事件の財務捜査に関すること。 |
| 指導第一 | １　特殊詐欺事件の捜査指導及び警察署に対する支援に関すること。 |
| 指導第二 |
| 指導第三 |
| 組織捜査第一 | １　特殊詐欺事件の捜査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
| 組織捜査第二 |
| 組織捜査第三 |
| 組織捜査第四 |
| 連合捜査（特殊詐欺連合捜査室） | １　特殊詐欺事件に係る広域捜査に関すること。 |
| 捜査共助  課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  | 共助第一 | １　捜査共助の企画及び調整に関すること。 |
|  |  | ２　指名手配及び指名通報に関すること。 |
|  |  | ３　捜査関係者手配等に関すること。 |
|  |  | ４　都道府県警察との捜査連絡等（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
|  |  |  | ５　指名手配被疑者の身柄受渡しの調整に関すること。 |
|  |  |  | ６　都道府県警察との犯罪捜査の共助（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
|  |  |  | ７　指名手配被疑者の追跡捜査に関すること。 |
|  |  | 共助第二 | １　指名手配被疑者の見当り捜査に関すること。 |
|  | 鑑識 | 総務 | １　課の庶務に関すること。  ２　鑑識資器材の配分及び管理に関すること。 |
|  | 課 | 鑑識総括 | １　鑑識事務の企画及び調整に関すること。  ２　鑑識に係る情報に関すること。 |
|  |  | 現場指導 | １　鑑識に係る指導に関すること。  ２　鑑識技能検定に関すること。 |
|  |  | 警察犬 | １　警察犬に関すること。 |
|  |  | 機動鑑識第一 | １　現場鑑識に関すること。 |
|  |  | 機動鑑識第二 |  |
|  |  | 機動鑑識第三 |  |
| 検証 | １　検証に係る指導に関すること。  ２　特殊事件等の現場検証活動に関すること。 |
| 指紋第一（鑑定指導室） | １　現場指掌紋に関すること。  ２　遺留指掌紋照会に関すること。  ３　足紋の照合に関すること。 |
| 指紋第二（鑑定指導室） | １　指掌紋（現場指掌紋を除く。）に関すること。  ２　海外渡航者に関すること。 |
| 身元・足跡（鑑定指導室） | １　身元不明死体の身元確認に関すること。  ２　足痕跡に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 |
| 写真（鑑定指導室） | １　写真鑑識に関すること。 |
|  |  |  | ２　被疑者写真に関すること。  ３　捜査用似顔絵に関すること。 |
| 検  視調  査  課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
| 検視総括 | １　検視及び死因究明の推進に関すること。  ２　検視に係る調査、研究及び企画に関すること。  ３　検視に係る指導及び教養に関すること。  ４　関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 |
| 検視第一 | １　検視に関すること。  ２　検視に係る現場指導に関すること。  ３　医師、医療機関等との連絡調整に関すること。 |
| 検視第二 |
| 検視第三 |
| 検視第四 |
| 検視第五 |
| 検視第六 |
| 検視第七 |
| 検視第八 |
| 検視第九 |
| 検視第十 |
| 検視第十一 |
| 検視第十二 |
| 検視第十三 |
| 検視第十四 |
| 検視第十五 |
| 検視第十六 |
| 検視第十七 |
| 検視第十八 |
| 検視第十九 |
| 検視第二十 |
| 交通部 | 交通総  務  課 | 総務 | １　部及び課の庶務に関すること。 |
|  | ２　部内の連絡調整に関すること。 |
|  | ３　部内の他の所属に属しないこと。 |
|  | 企画第一 | １　交通警察の総合的調査、研究及び企画に関すること。 |
|  | 企画第二 | ２　所管法令の調査、研究及び指導に関すること。 |
|  | 企画第三 | ３ 交通警察官の育成指導に関すること。  ４　緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定に関すること。 |
|  |  | ５　自動運転等に係る道路使用の許可に関すること。  ６　特定自動運行の許可に関すること。  ７　遠隔操作型小型車の届出に関すること。 |
|  |  | 安全指導 | １　安全運転管理者制度に関すること。 |
|  |  |  | ２　優良自動車運転者の表彰に関すること。 |
|  |  |  | ３　交通関係機関・団体との連絡（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
|  |  |  | ４　自動車運転代行業に関すること。 |
|  |  | 安全教育 | １　交通安全教育に関すること。 |
|  |  |  | ２　交通広報（交通情報を除く。）に関すること。 |
| 連絡・調整第一 | １　2025年日本国際博覧会の交通対策に係る関係機関及び団体との連絡調整　に関すること。 |
| 連絡・調整第二 |
|  |  | 総括（自転車対策室） | １ 自転車等の安全利用に係る調査、研究及び企画に関すること。 |
| 指導（自転車対策  室） | １ 警察署に対する自転車等の安全利用対策に係る支援及び指導に関するこ　と。  ２　特定小型原動機付自転車運転者講習に関すること。  ３　自転車運転者講習に関すること。 |
| 調査（交通安全調査室） | １　交通事故の分析及び統計に関すること。 |
|  |  | ２　交通警察に関する資料の収集、整備及び保管に関すること。 |
|  | 交  通規制  課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
| 計画 | １　交通規制及び交通管制に係る調査、研究及び計画（他の所管に属するものを除く。）に関すること。  ２　交通規制の総合調整に関すること。  ３　交通規制及び交通管制に係る関係機関との協議（他の所管に属するもの　を除く。）に関すること。 |
| 執行管理 | １　交通安全施設の予算に関すること。 |
| 信号第一 | １　信号機の整備計画及び運用に関すること。  ２　信号機及び交通管制端末施設の設置、移設、改良、修繕及び改修（工事を除く。）に関すること。  ３　信号機及び交通管制端末施設の保守及び管理に関すること。  ４　信号機及び交通管制端末施設の老朽化対策に関すること。  ５　新交通管理システムの導入に関すること。  ６　信号に関するデータの管理、統計等に関すること。 |
| 信号第二 |
| 標識標示 | １　道路標識及び道路標示の整備計画に関すること。  ２　道路標識及び道路標示の設置（工事を除く。）、保守及び管理に関する　こと。 |
| 施工監理 | １　交通安全施設の施工監理に関すること。 |
| 規制第一 | １　交通規制の実施に関する連絡調整に関すること。  ２ 交通規制データの管理に関すること。  ３　交通規制の計画及び実施に関すること。  ４　駐車対策に係る調査、研究及び関係機関・団体との協議に関すること。  ５　物流対策に係る調査及び研究に関すること。  ６　パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置（工事　を除く。）及び維持管理に関すること。  ７　駐車の許可に関すること。  ８ 高齢運転者等標章に関すること。 |
| 規制第二 |
| 設計協議 | １　道路管理者との設計協議（他の所管に属するものを除く。）に関するこ　と。  ２　道路管理者及び地方公共団体等との連絡調整に関すること。 |
| 道路使用 | １　道路使用（交通総務課の所管に属するものを除く。）に関すること。  ２　規制除外車両（駐車規制除外車両を除く。）の標章交付に関すること。  ３　陸運行政機関との連絡調整に関すること。 |
|  |  | 管制技術（交通管制センター） | １　交通管制中央施設及び交通管制端末施設の整備計画に関すること。  ２　交通管制中央施設の設置、改良、修繕及び改修（工事を除く。）に関す　ること。  ３　交通管制中央施設と端末施設との間の通信高度化に関すること。  ４　交通管制中央装置の運用に関すること。  ５　交通管制中央施設の保守及び管理に関すること。  ６　交通管制データの管理及び照会に関すること。  ７　新交通管理システムの開発及び技術支援に関すること。  ８　管制技術に係る関係機関・団体との調整に関すること。  ９　交通管制中央施設の高度化更新に関すること。 |
| 管制実施第一（交通管制センター） | １　交通管制の実施に関すること。  ２　交通情報に関すること。  ３　交通渋滞の統計及び分析に関すること。  ４　交通流動の実態調査に関すること。  ５　交通情報に係る関係機関・団体との調整に関すること。 |
| 管制実施第二（交通管制センター） |
| 都市交通対策（交通管制センター） | １　高度道路交通対策（交通総務課の所管に属するものを除く。）に係る調　査、研究及び計画に関すること。  ２　高度道路交通対策（交通総務課の所管に属するものを除く。）に係る関　係機関・団体との調整に関すること。 |
|  | 駐車  管  理  課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。  ２　課の施設の維持管理に関すること。 |
| 計画 | １　所管事務に係る調査、研究、企画及び連絡調整に関すること。 |
|  | 管理第一 | １　放置駐車違反の処理に係るシステムの運用等に関すること。  ２　確認事務の委託に係る法人の登録（登録の取消しを除く。）に関するこ　と。  ３　放置車両確認機関に関すること。  ４　駐車監視員の運用に関すること。 |
|  | 管理第二 | １　放置車両に係る使用制限に関すること。  ２　確認事務の委託に係る法人の登録の取消しに関すること。  ３　駐車監視員資格者証の返納命令に関すること。 |
|  | 調査 | １　放置違反金に係る使用者等の調査に関すること。 |
| 審査 | １　自動車の保管場所に関すること（自動車の保管場所の確保等に関する法　律違反の取締りを除く。）。  ２　放置車両に係るデータの審査に関すること。  ３　放置違反金の納付命令に係る弁明の審査に関すること。 |
| 執行第一 | １　放置違反金の滞納処分に関すること。  ２　駐車違反車両の移動等費用の滞納処分に係る指導に関すること。  ３　放置違反金に係る使用者等の追跡調査に関すること。 |
| 執行第二 |
|  | 交通指  導  課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  |  | ２　課の施設の維持管理に関すること。 |
|  | 計画 | １　所管法令違反事件に係る調査、研究及び企画に関すること。  ２　交通指導取締りの計画及び調整に関すること。  ３　交通取締りに関する関係機関との協議に関すること。 |
|  |  |  | ４　交通機動隊及び高速道路交通警察隊の運用に関すること。 |
|  |  |  | ５　交通関係収容状の事務に関すること。 |
|  |  |  | ６　交通反則通告制度及び交通切符制度の運用に関すること。  ７ 放置車両の対策に関すること。 |
| 捜査管理 | １　速度違反自動取締装置による交通違反の取締りに関すること。  ２　最高速度違反行為、過積載及び過労運転の防止措置に係る指示に関する　こと。  ３　自動車の使用期限（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
|  |  | 取締指導第一 | １　所管法令違反事件の処理及び交通指導取締りの指導に関すること。 |
|  |  | 取締指導第二 |  |
| 取締指導第三 |
| 取締指導第四 |
| 捜査指導第一 | １　所管法令違反事件の捜査指導に関すること。  ２　交通指導取締りに係る警察署に対する支援に関すること。 |
| 捜査指導第二 |
|  |  | 即決 | １　大阪交通警察官室に係る交通法令違反事件の即決裁判手続に伴う事務に関すること。  ２　大阪交通警察官室に係る不出頭事件の処理に関すること。 |
|  |  |
|  |  |  | ３　堺交通警察官室及び同少年分室並びに岸和田及び羽曳野の各交通警察官室に係る交通法令違反事件の即決裁判手続に伴う事務の指導に関すること。 |
|  |  | 通告（交通反則通告センター） | １　交通反則切符の審査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 |
|  |  | ２　交付通告に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 |
|  |  | ３　非反則事件の調査及び処理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 |
|  |  |  | ４　送付通告及び公示通告に関すること。 |
|  |  |  | ５　交通反則切符の引継ぎに関すること。 |
|  |  |  | ６　家庭裁判所に対する少年の交通法令違反事件の通知に関すること。 |
|  | 交通捜査課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  |  | ２　課の施設の維持管理に関すること。 |
|  | 計画 | １　交通事故事件及び交通事故に関連する事件（以下「交通事故事件等」という。）に係る調査及び研究に関すること。 |
|  |  | ２　交通事故事件等に係る捜査の運営及び調整に関すること。 |
|  |  | 指導第一 | １　交通事故事件等の捜査の指導に関すること。 |
|  |  | 指導第二 |  |
|  |  | 指導第三 |  |
| 指導第四 |
| 指導第五 |
|  |  | 捜査支援 | １　交通死亡事故・重傷事故（ひき逃げ事故を除く。）並びに特に支援が必要と認められる事故の初動捜査の支援及び警察署に対する指導に関すること。 |
|  |  |  | ２　交通事故事件等（ひき逃げ事件を除く。）に係る強制捜査の支援及び警察署に対する指導に関すること。 |
|  |  |  | ３　交通死亡事故事件（ひき逃げ事件を除く。）の送致前における捜査関係書類の再点検に関すること。 |
|  |  | 交通鑑識第一 | １　交通事故現場立体写真の図化に関すること。  ２　交通事故事件等に係る鑑識に関すること。 |
| 交通鑑識第二 |
|  |  | ３　交通事故事件等に係る捜査資料に関すること。 |
|  |  | 捜査第一 | １　ひき逃げ事件の捜査に関すること。 |
|  |  | 捜査第二 | ２　重大な交通事故事件等の捜査に関すること。 |
|  |  | 捜査第三 | ３　所管法令違反事件及び交通に関する特殊な事件の捜査に関すること。 |
|  |  | 捜査第四 |
|  |  | 捜査第五 |  |
|  |  | 捜査第六 |  |
|  |  | 暴走族対策（暴走族対策室） | １　暴走族対策に係る調査、研究及び企画に関すること。  ２　暴走族対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。 |
| 暴走族捜査支援（暴走族対策室） | １　警察署に対する暴走族に係る事件の捜査（他の所管に属するものを除  　く。）の支援及び指導並びに情報収集に関すること。 |
|  |  |
|  | 運転免許課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  |  | ２　門真運転免許試験場及び光明池運転免許試験場との連絡調整に関すること。 |
|  |  | ３　課の施設（門真運転免許試験場との共用部分を含む。）の維持管理に関すること。 |
| 計画第一 | １　運転免許業務の調査、研究及び企画（他の所管に属するものを除く。）に関すること。  ２　運転免許業務の総合調整（他の所管に属するものを除く。）に関するこ  　と。  ３　運転免許関係の統計に関すること。  ４　運転免許に係る不服申し立て及び訴訟事案に関すること。  ５　運転免許に関するデータに係る照会に関すること。 |
|  | 計画第二 |
|  |
| システム | １　運転者管理システムの刷新に係る事務に関すること。 |
|  |  | 教習所 | １　指定自動車教習所の指定及び指導監督に関すること。 |
|  |  | ２　自動車教習所の届出並びに指導及び助言に関すること。 |
|  |  | ３　運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定並びに指導及び　助言に関すること。 |
|  |  | 登録審査 | １　行政処分関係書類の審査に関すること。 |
|  |  |  | ２　運転免許不適格事由の登録及び通報処理に関すること。 |
|  |  |  | ３　他の公安委員会と関連する行政処分対象事案の受理及び移送に関すること。 |
|  |  |  | ４　飲酒運転等身柄拘束事案及び飲酒運転による人身事故等の通報受理に関すること。 |
| 行政処分 | １　運転免許に係る行政処分（他の所管に属するものを除く。）に関するこ  と。 |
| 意見聴取第一 | １　運転免許に係る行政処分（臨時適性検査に基づく処分を除く。）のうち、　聴聞又は意見の聴取を要する処分に関すること。  ２　運転免許に係る行政処分（臨時適性検査に基づく処分を除く。）のうち、　所在不明、不出頭等の理由により行政処分が未執行である者の処分に関す　ること。  ３　仮停止事案に関すること。 |
| 意見聴取第二 |
| 意見聴取第三 |
| 講習第一（安全運転学校） | １　取消処分者講習、停止処分者講習、取得時講習、更新時講習、特定任意講習、初心運転者講習、違反者講習及び若年運転者講習に関すること。  ２　指定講習機関の指定及び指導監督に関すること。  ３　特定小型原動機付自転車講習の実施に関すること。  ４　自転車運転者講習の実施に関すること。  ５　高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査の実施に関すること。 |
|  |  | 講習第二（安全運転学校） | １　分校における原付講習及び更新時講習に関すること。  ２　分校における高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査の実施に関すること。 |
| 高齢運転者等支援（高齢運転者等支援室） | １　65歳以上の運転免許保有者等に対する安全運転対策に係る調査、研究及び企画に関すること。 |
| 聴聞（高齢運転者等支援室） | １　運転免許に係る行政処分のうち、臨時適性検査に基づく処分に関するこ  　と。 |
| 臨時適性検査（高齢運転者等支援室） | １　臨時適性検査（身体の障害に係るものを除く。）に関すること。 |
| 管理（高齢運転者等支援室） | １　高齢者講習、特定任意高齢者講習及び認知機能検査員講習に関すること。  ２　認知機能検査及び運転技能検査に関すること。 |
|  | 門真運転免許試験場 | 総務 | １　場の庶務に関すること。 |
|  |  | ２　運転免許の相談に関すること。 |
|  |  | ３　場の施設（運転免許課との共用部分を除く。）の維持管理に関すること。 |
|  | 審査 | １　運転免許証の更新等の審査に関すること。 |
|  |  | ２　運転免許登録に関すること。 |
|  |  | ３　運転免許の拒否及び保留に関すること。  ４ 申請による運転免許の条件の付与及び運転免許の申請による取消事務に  　関すること。  ５　運転経歴証明書の交付申請等の審査に関すること。  ６　他の公安委員会の運転免許証の更新の経由に関すること。 |
|  |  | 免許 | １　運転免許証の作成及び交付に関すること。 |
|  |  |  | ２　運転経歴証明書の作成及び交付に関すること。 |
|  |  | 試験 | １　運転免許試験及び再試験の実施に関すること。 |
|  |  |  | ２　適性検査の実施に関すること。 |
|  |  |  | ３　技能検査の実施に関すること。 |
|  |  |  | ４　身体の障害に係る臨時適性検査に関すること。  ５　運転適性相談に関すること。 |
|  | 光明池運転免許試験場 | 総務 | １　場の庶務に関すること。 |
|  |  | ２　運転免許の相談に関すること。 |
|  |  | ３　場の施設の維持管理に関すること。 |
|  | 免許 | １　運転免許証の更新等の審査に関すること。 |
|  |  | ２　運転免許登録に関すること。 |
|  |  | ３　運転免許証の作成及び交付に関すること。 |
|  |  | ４　申請による運転免許の条件の付与及び運転免許の申請による取消事務に  　関すること。  ５ 運転経歴証明書の交付申請等の審査、作成及び交付に関すること。  ６ 運転免許の拒否及び保留に関すること。 |
|  |  | 試験 | １　運転免許試験及び再試験の実施に関すること。 |
|  |  |  | ２　適性検査の実施に関すること。 |
|  |  |  | ３　技能検査の実施に関すること。 |
|  |  |  | ４　身体の障害に係る臨時適性検査に関すること。  ５　運転適性相談に関すること。 |
| 警備部 | 警備総  務  課 | 総務 | １　部及び課の庶務に関すること。 |
|  | ２　警備写真に関すること。 |
|  | ３　部内の連絡調整に関すること。 |
|  | ４　部内の他の所属に属しないこと。 |
|  | 企画第一 | １　警備警察の総合的調査、研究及び企画に関すること。 |
|  |  | 企画第二 | ２　警備広報に関すること。 |
|  |  | 企画第三 | ３　警備警察官の育成指導に関すること。 |
|  |  | 捜査第一 | １　警備犯罪（他の所管に属するものを除く。以下同じ。）の捜査及び捜査指導に関すること。 |
| 捜査第二 |
|  |  | 捜査第三 | ２　警備犯罪捜査の運営及び調整に関すること。 |
|  |  | 捜査第四 | ３　所管法令の調査及び研究に関すること。 |
|  |  | 捜査第五 | ４　警備犯罪捜査の共助に関すること。 |
| 捜査第六 |
| 捜査第七 |
| 対策第一 | １　サイバー攻撃に係る警備情報に関すること。  ２　サイバー攻撃に係る警備犯罪の取締りに関すること。 |
| 対策第二 |
| 連絡・調整第一 | １　2025年日本国際博覧会の警備対策に係る関係機関及び団体との連絡調整　に関すること。 |
| 連絡・調整第二 |
| 空港危機管理（空港危機管理室） | １　関西国際空港における危機管理に関すること。 |
| 警  備第  一  課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
| 総括 | １　所管事務に係る総合的な企画及び調整に関すること。  ２　警備実施に伴う広報、装備及び通信に関すること。 |
|  | 指導第一・部隊管理 | １　治安警備の計画及び実施に関すること。 |
|  | 指導第二 | ２　集会、行進、集団示威運動等の許可に関すること。 |
|  |  | 指導第三 | ３　個人警戒対象の警戒警備に関すること。 |
|  |  | 指導第四 | ４　警備実施の現場措置に関すること。  ５　警備実施技術等の調査及び研究に関すること。  ６　爆発物処理隊等の運用に関すること。  ７　関西国際空港に係る警備諸対策に関すること。  ８　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する  　法律に基づく通報に関すること。  ９　機動隊、管区機動隊等の管理及び運用並びに機動隊、管区機動隊等との　連絡調整（他の所管に属するものを除く。）に関すること。  10　警備実施に伴う応援部隊の派遣及び受入れに関すること。  11　機動隊、管区機動隊等の警備訓練に係る調査、研究、企画及び指導（他　の所管に属するものを除く。）に関すること。  12　雑踏警備の計画及び実施に関すること。 |
| 雑踏 |
|  |  |
| 警衛警護第一（警衛警護室） | １　警衛及び警護に係る調査、研究及び企画に関すること。  ２　警衛及び警護の計画及び実施に関すること。  ３　個人警戒対象の身辺警戒に関すること。 |
| 警衛警護第二（警衛警護室） |
| 警衛警護第三（警衛警護室） |
| 警衛警護第四（警衛警護室） |
| 警衛警護第五（警衛警護室） |
| 警  備第二  課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  | 対策第一 | １　災害対策に係る調査、研究及び企画並びに関係機関との連絡調整に関す　ること。 |
| 対策第二 |
|  | 対策第三 | ２　災害警備の計画及び実施に関すること。 |
|  | 対処第一 | ３　多数の国民に被害が及ぶおそれのある緊急の事態への対策に関するこ　　と。 |
| 対処第二 |
|  | 対処第三 | ４　警備犬に関すること。  ５　航空隊の運用に関すること。 |
| 特殊部隊運用 | １　特殊部隊の運用及び関係各課との連絡調整に関すること。  ２　本部長が特に命ずる事件の現場指揮に関すること。 |
| 特殊部隊第一（特殊部隊） | １　本部長が特に命ずる事件の被疑者の検挙に関すること。 |
| 特殊部隊第二（特殊部隊） |
|  | 公安第一課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  | 情報総括 | １　警備情報の総合調整に関すること。 |
|  | 第一 | ２　所管の警備情報に関すること。 |
|  | 第二 | ３　刑法第２編第２章及び第３章、破壊活動防止法、刑事特別法第６条及び  　第７条並びに日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（以下「秘密保護　法」という。）に規定する犯罪の捜査に関すること。 |
|  | 第三 |
|  |  | 第四 |
|  |  | 第五 |  |
|  |  | 第六 |  |
|  |  | 第七 |  |
|  |  | 第八 |  |
|  |  | 第九 |  |
|  |  | 第十 |  |
|  |  | 第十一 |  |
|  |  | 第十二 |  |
|  |  | 第十三 |  |
|  |  | 第十四 |  |
| 第十五 |
|  | 公安第二課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  | 第一 | １　警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。 |
|  | 第二 | １　所管の警備情報に関すること。  ２　極端な国家主義的主張に基づく暴力主義的活動に係る刑法第２編第２章　及び第３章、破壊活動防止法、刑事特別法第６条及び第７条並びに秘密保　護法に規定する犯罪の捜査に関すること。 |
|  | 第三 |
| 第四 |
| 第五 |
|  | 第六 |  |
|  | 第七 |
|  | 公安第三課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  | 第一 | １　所管の警備情報に関すること。 |
|  | 第二 | ２　極左的主張に基づく暴力主義的破壊活動に係る警備犯罪（他の所管に属  　するものを除く。）の捜査に関すること。 |
|  | 第三 |
|  | 第四 |
|  |  | 第五 |  |
|  |  | 第六 |  |
|  |  | 第七 |  |
|  |  | 第八 |  |
|  | 外事課 | 総務 | １　課の庶務に関すること。 |
|  | 第一 | １　所管の警備情報（他の所管に属するものを除く。）に関すること。  ２　外事犯罪（他の所管に属するものを除く。）の捜査に関すること。  ３　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍　を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に規定する犯罪の捜査に関す　ること。 |
|  | 第二 |
|  |  | 第三 |
|  |  | 第四 |
| 第五 |
|  |  | 第六 | ４　外国人に係る刑法第２編第２章及び第３章、破壊活動防止法、刑事特別　法第６条及び第７条並びに秘密保護法に規定する犯罪の捜査に関するこ　　と。 |
| 第七 |
| 第八 |
|  |  | 第九 |  |
|  |  | 第十 |  |
| 第十一 |
| 第十二 |
| 第十三 |
|  |  | 対策第一（国際テロ対策室） | １　外国人に係るテロリズムの警備情報に関すること。 |
| ２　外国人に係るテロリズムの捜査に関すること。 |
|  |  | 対策第二（国際テロ対策室） |  |
| 対策第三（国際テロ対策室） |
|  |  | 対策第四（国際テロ対策室） |  |
| 対策第五（国際テロ対策室） |

２　部の附置機関の所属長補佐等

　(１)　鉄道警察隊の隊長補佐

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 担当 | 分担事務 |
| 総務 | １ 隊の庶務に関すること。  ２　隊庁舎、分駐所及び連絡所の維持管理に関すること。 |
| 管理・対策 | １　鉄道施設等に係る犯罪の予防及び検挙に関すること。  ２　鉄道に関する統計に関すること。  ３　列車への警乗及び列車による銀行券等の輸送警備の実施に関すること。  ４　交通法令違反事件の送致及び行政処分対象事案の送付に関すること。 |
| 特務 | １　鉄道施設等に係る犯罪の予防及び検挙に関すること。  ２　列車への警乗の実施に関すること。 |
| 警戒 | １　鉄道施設等における警戒警ら活動に関すること。  ２　緊急配備の実施に関すること。  ３　列車への警乗及び列車による銀行券等の輸送警備の実施に関すること。 |

　　（２）科学捜査研究所の所長補佐及び主席研究員

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 担当 | 分担事務 |  | |
| 総務 | １　所の庶務に関すること。 |
|  | ２　資器材の整備及び保管に関すること。 |
|  | ３　関係機関との連絡に関すること。 |
|  | ４　各研究室に属しないこと。 |
| 調整 | １　ＤＮＡ型鑑定嘱託に係る指導及び調整に関すること。  ２　ＤＮＡ型に係る情報の登録及び照会に関すること。 |
| ＤＮＡ型 | １　ＤＮＡ型の鑑定、検査、研究及び実験に関すること。  ２　毛髪、骨等の硬組織その他法医学的資料の鑑定、検査、研究及び実験に関すること。 |
|  | ３　血液及び体液の鑑定、検査、研究及び実験に関すること。  ４ 顔画像の鑑定、検査、研究及び実験に関すること。 |
| 人文科学 | １　文書、偽造通貨等の鑑定、検査、研究及び実験に関すること。 |
|  | ２　犯罪心理の研究並びにポリグラフによる鑑定、検査、研究及び実験に関すること。 |
| 物理 | １　火災、電気事故等の鑑定、検査、研究及び実験に関すること。 |
|  | ２　車両、機械、構造物等の事故、爆発事故及び工具痕等の鑑定、検査、研究及び実験に関すること。 |
|  | ３　銃器、弾丸等の鑑定、検査、研究及び実験に関すること。 |
|  | ４　音声の鑑定、検査、研究及び実験に関すること。  ５　画像（顔画像を除く。）の鑑定、検査、研究及び実験に関すること。 |
| 化学 | １　医薬品、毒劇物その他一般化学の鑑定、検査、研究及び実験に関すること。 |
|  | ２　麻薬、覚醒剤等の乱用する薬物の鑑定、検査、研究及び実験に関すること。 |
|  | ３　工業製品類、化学的微物及び環境汚染物質等の鑑定、検査、研究及び実験に関する　こと。 |
| (３)　航空隊の隊長補佐 | | | |
|  | 担当 | 分担事務 |  | |
| 総務 | １　隊の庶務に関すること。 |
|  | ２　隊の施設の維持管理に関すること。 |
| 管理・特務 | １　航空機の運用に関すること。 |
|  | ２　航空機による特務活動に関すること。 |
| 飛行 | １　航空機の管理に関すること。 |
|  | ２　航空機の運航に関すること。 |
|  | ３　基地航空無線の運用に関すること。 |
| 整備 | １　航空機の整備に関すること。 |

３　市警察部の所属長補佐

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 所属 | 担当 | 分担事務 |  |
| 総務課 | 総務 | １　市警察部の庶務に関すること。 |
|  | 企画第一 | １　指定市との連絡に関すること。 |
|  | 企画第二 | ２　特命事項に関すること。 |

４　警察学校の科長

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 部 | 担当 | 分担事務 |  |
| 総務部 | 総務 | １　警察学校の庶務に関すること。 |
|  |  | ２　福利厚生に関すること。 |
|  |  | ３　保健衛生に関すること。 |
|  |  | ４　他の科に属しないこと。 |
|  | 会計 | １　会計に関すること。  ２　施設の維持管理に関すること。 |
| 初任教養部 | 教務 | １　入校及び卒業に関すること。 |
|  | ２　授業計画及び実務研修に関すること。  ３　図書及び教材に関すること。 |
|  |
|  |  | ４　情報通信に関すること。  ５　写真に関すること。 |
| 総合育成 | １　採用時教養期間中の警察官の育成指導（他の所管に属するものを　除く。）に関すること。 |
|  | 学生 | １　学生の生活指導に関すること。 |
|  |  | ２　クラブ活動及び各種行事に関すること。 |
| 専科教養部 | 教務 | １　入校及び修了に関すること。 |
|  | ２　授業計画及び実務研修に関すること。 |
|  |  | ３　教材に関すること。 |
| 附属自動車学校 | 教務 | １　入校及び修了に関すること。 |
|  | ２　授業計画及び技能検定に関すること。 |
|  |  | ３　教材に関すること。 |

５　組織犯罪対策本部の所属長補佐

|  |  |
| --- | --- |
| 担当 | 分担事務 |
| 総務 | １　組織犯罪対策本部の庶務に関すること。 |
| 企画 | １　組織犯罪に係る捜査及び諸対策（以下「組織犯罪対策」という。）の総合的調査、研究及び企画に関すること。 |
|  | ２　組織犯罪全般に係る情報の総合的な集約、分析及び研究に関すること。 |
| 対策第一 | １　組織犯罪に係る情報の集約、分析及び活用（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
| 対策第二 |
| 対策第三 | ２　組織犯罪対策の調整、促進及び支援（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
|  | ３　組織犯罪対策に係る関係機関との連絡調整（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
|  | ４　組織犯罪対策に係る法律の運用、調査及び研究（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 |
| 犯罪収益対策第一 | １　マネー・ローンダリングに関する情報の集約、分析及び活用に関すること。  ２　マネー・ローンダリングに係る捜査及び諸対策（以下「マネロン対策」という。）の調整、促進及び支援に関すること。 |
| 犯罪収益対策第二 |
| ３　マネロン対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。 |
|  | ４　マネロン対策に関する法律の運用、調査及び研究に関すること。 |
| 特命第一 | １　本部長が特に命ずる組織犯罪の捜査に関すること。 |
| 特命第二 |

６　犯罪対策戦略本部の所属長補佐

|  |  |
| --- | --- |
| 担当 | 分担事務 |
| 総務 | １　犯罪対策戦略本部の庶務に関すること。 |
| 企画 | １　所管事務に係る調査、研究及び企画（他の所管に属するものを除く。）に関す　ること。  ２　不正受給事犯対策（他の所管に属するものを除く。）に関すること。  ３　留置施設等に係る収容情報の通知制度に関すること。 |
| 連絡調整 | １　大阪市その他関係機関との連絡調整（他の所管に属するものを除く。）に関す　ること。 |
| 犯罪抑止 | １　大阪重点犯罪（本部長が別途指定する府下の犯罪情勢に即した犯罪をいう。以　下同じ。）の抑止対策に係る関係部・課間の連絡調整に関すること。  ２　大阪重点犯罪の抑止対策に係る指導及び支援並びに総合的な情報の集約、分析　及び活用に関すること。  ３　署指定犯罪（署長が署情に応じて指定する犯罪をいう。）に係る関係部・課及　び警察署との連絡調整に関すること。  ４　直轄警察隊の効果的運用に係る指導に関すること。 |
| 捜査支援 | １　犯罪捜査の支援に係る調査及び研究（他の所管に属するものを除く。）に関す　ること。  ２　捜査用装備資器材の運用及び管理（他の所管に属するものを除く。）に関する　こと。  ３　犯罪捜査の支援に係るシステムの運用（他の所管に属するものを除く。）に関　すること。 |
| 犯罪情報 | １　犯罪情報等に係るシステムの運用に関すること。  ２　犯罪情報の集約及び提供に関すること。  ３　犯罪統計事務の企画及び運用に関すること。  ４　犯罪統計に係る指導及び審査に関すること。  ５　犯罪手口資料に関すること。 |
| 機動支援総括 | １　犯罪捜査のための防犯カメラ画像の収集及び解析（他の所管に属するものを除　く。）に関すること。 |
| 機動支援第一 |
| 機動支援第二 |
| 機動支援第三 |
| 事件情報分析 | １　犯罪情報の分析及び活用に関すること。  ２　犯罪情報分析の指導に関すること。  ３　犯罪手口の分析（他の所管に属するものを除く。）に関すること。  ４　画像情報の処理に関すること。  ５　犯罪捜査のための防犯カメラ画像の収集及び解析に係る先端技術の研究及び　開発に関すること。 |

別表第９（第40条関係）

課長代理の担当事務の基準

１　総務課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 担当 | 事務内容 |  |
| 留置管理担当 | １　留置施設の管理及び被留置者の護送に関すること。 |
|  | ２　刑事収容施設法に基づく署長に対する苦情の申出の受理及び処理に関すること。 |

２　生活安全課

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 配置が１人の場合 | | 配置が２人の場合 | |  |
| 担当 | 事務内容 | 担当 | 事務内容 |
| 生活安全担当 | １　防犯一般に関すること。  ２　警備業に関すること。  ３　探偵業に関すること。  ４　安全なまちづくりを推進するた  　めの協議会の事務に関すること。  ５　質屋営業、古物営業等の許可等  　の事務及び関係事犯の取締りに関  　すること。  ６　風俗営業の許可等及びこれに係  　る取締り（事件捜査を除く。）に  　関すること。  ７ 火薬類その他危険物関係事犯の  　取締りに関すること。  ８　銃砲刀剣類等の所持許可等及び  　これに係る取締り（刑事課に属す  　るものを除く。）に関すること。  ９　要保護事案の処理に関すること。  10　ストーカー規制法の規定に基づ  　く援助、警告及び禁止命令等に関  　すること。  11　迷惑防止条例第10条の規定に基  　づく援助に関すること。  12　配偶者暴力防止法の規定に基づ  　く援助及び保護命令に関すること。  13　交際相手等からの暴力的事案の  　援助に関すること。  14　高齢者虐待事案（刑事課に属す  　るものを除く。）に関すること。  15　障害者虐待事案（刑事課に属す  　るものを除く。）に関すること。  16　ストーカー規制法、迷惑防止条  　例第10条、配偶者暴力防止法及び  　私事性的画像記録の提供等による  　被害の防止に関する法律に規定す  　る犯罪の取締りに関すること。  17　経済関係事犯（刑事課に属する  　ものを除く。）の取締りに関する  　こと。  18　環境関係事犯（交通課に属する  　ものを除く。）の取締りに関する  　こと。  19　保健衛生関係事犯（刑事課に属  　するものを除く。）の取締りに関  　すること。  20　風俗関係事犯の捜査に関するこ  　と。  21　少年補導、被害少年の保護（刑  　事課に属するものを除く。）及び  　少年犯罪の捜査に関すること。  22　少年の福祉を害する犯罪の捜査  　に関すること。  23　少年を巡る有害環境の浄化に関  　すること。  24　他の課に属しない特別法令違反  　の取締りに関すること。  25　課の所管する事務のうち署長が  　指定する事件の捜査に関すること。 | 生活安全第一担当 | １　防犯一般に関すること。  ２　警備業に関すること（事件捜査  　を除く。）。  ３　探偵業に関すること（事件捜査  　を除く。）。  ４　安全なまちづくりを推進するた  　めの協議会の事務に関すること。 |
|  | ５　風俗営業、質屋営業、古物営業  　等の許可等の事務及び関係事犯の  　取締り（事件捜査を除く。）に関  　すること。  ６　火薬類その他危険物関係事犯の  　取締り（事件捜査を除く。）に関  　すること。  ７ 銃砲刀剣類等の所持許可等及び  　これに係る取締り（事件捜査を除  　く。）に関すること。  ８　要保護事案の処理に関するこ  　と。  ９　ストーカー規制法の規定に基づ  　く援助、警告及び禁止命令等に関  　すること。  10　迷惑防止条例第10条の規定に基  　づく援助に関すること。  11　配偶者暴力防止法の規定に基づ  　く援助及び保護命令に関するこ  　と。  12　交際相手等からの暴力的事案の  　援助に関すること。  13　児童虐待事案（刑事課に属する  　ものを除く。）に関すること。  14　高齢者虐待事案（刑事課に属す  　るものを除く。）に関すること。  15　障害者虐待事案（刑事課に属す  　るものを除く。）に関すること。  16　ストーカー規制法、迷惑防止条  　例第10条、配偶者暴力防止法及び  　私事性的画像記録の提供等による  　被害の防止に関する法律に規定す  　る犯罪の取締りに関すること。 |
| 生活安全第二担当 | １　経済関係事犯（刑事課に属する  　ものを除く。）の取締りに関する  　こと。  ２　環境関係事犯（交通課に属する  　ものを除く。）の取締りに関する  　こと。  ３　保健衛生関係事犯（刑事課に属  　するものを除く。）の取締りに関  　すること。  ４　警備業に係る事件捜査に関する  　こと。  ５　探偵業に係る事件捜査に関する  　こと。  ６　質屋営業、古物営業等に係る事  　件捜査に関すること。  ７ 火薬類その他危険物の事件捜査  　に関すること。  ８　銃砲刀剣類等の事件捜査（刑事  　課に属するものを除く。）に関す  　ること。  ９　風俗関係事犯の捜査に関するこ  　と。  10　少年補導、被害少年の保護（児  　童虐待事案に関することを除く。）  　及び少年犯罪の捜査に関するこ  　と。  11　少年の福祉を害する犯罪の捜査  　に関すること。  12　少年を巡る有害環境の浄化に関  　すること。  13　他の課に属しない特別法令違反  　の取締りに関すること。  14　課の所管する事務のうち署長が  　指定する事件の捜査に関するこ  　と。 |

　３　地域課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 担当 | 事務内容 |  |
| 地域担当 | １　地域警察活動に関すること。 |

４　刑事課

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 担当 | | | 事務内容 |  |
| 配置が１人の場合 | 配置が２人の場合 | 配置が３人の場合 |
| 刑事担当 | 刑事第一  担当 | 刑事第一  担当 | １　強行犯捜査に関すること。 |
| ２　検視に関すること。 |
|  |  |  | ３　課の所管事務のうち署長が特に命ずる事件及び他の係等から引継ぎを受けた事件の捜査に関すること。 |
|  |  |  | ４　盗犯捜査に関すること。 |
|  |  |  | ５　犯罪鑑識に関すること。 |
|  | 刑事第二  担当 | 刑事第二  担当 | １　知能犯捜査に関すること。 |
|  | ２　暴力犯捜査に関すること。 |
|  |  |  | ３　薬物犯罪の取締りに関すること。 |
|  |  |  | ４　国際捜査に関すること。 |
|  |  | 刑事第三  担当 | １　司法事務に関すること。 |

注：１　課長代理の配置が４人の警察署における課長代理の担当及び事務内容は、次のとおりとす　　る。

　　 (１)　刑事第一担当

　　　　　ア　強行犯捜査に関すること。

　　　　 イ　検視に関すること。

　　　　 ウ　課の所管事務のうち署長が特に命ずる事件及び他の係等から引継ぎを受けた事件の

捜査に関すること。

　　　　　エ　盗犯捜査に関すること。

　　　　　オ　犯罪鑑識に関すること。

　　 (２)　刑事第二担当

　　　　　ア　知能犯捜査に関すること。

　　　　　イ　暴力犯捜査に関すること。

ウ　国際捜査に関すること。

　　 (３)　刑事第三担当

　　　　　ア　司法事務に関すること。

　　 (４)　刑事第四担当

　　　　　ア　薬物犯罪の取締りに関すること。

　　２　課長代理の配置が５人の警察署における課長代理の担当及び事務内容は、次のとおりとす　る。

　　 (１)　刑事第一担当

　　　　　ア　強行犯捜査に関すること。

　　　　 イ　検視に関すること。

　　　　　ウ　犯罪鑑識に関すること。

　　　　　エ　国際捜査に関すること。

　　 (２)　刑事第二担当

　　　　　ア　知能犯捜査（特殊詐欺事件の捜査を除く。）に関すること。

　　　　　イ　盗犯捜査に関すること。

　　 (３)　刑事第三担当

　　　　　ア　司法事務に関すること。

　　 (４)　刑事第四担当

　　　　　ア　課の所管事務のうち署長が特に命ずる事件及び他の係等から引継ぎを受けた事件の捜　　　 査に関すること。

　　　(５)　刑事第五担当

　　　　　ア　暴力犯捜査に関すること。

　　　　　イ　薬物犯罪の取締りに関すること。

　　　　　ウ　特殊詐欺事件の捜査に関すること。

５　交通課

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 配置が１人の場合 | | 配置が２人の場合 | |  |
| 担当 | 事務内容 | 担当 | 事務内容 |
| 交通担当 | １　交通事故事件捜査に関すること。  ２　交通指導取締りに係る事件捜査　に関すること。 | 交通第一担当 | １　交通事故事件捜査に関するこ　　と。 |
| 交通第二担当 | １　交通指導取締りに関すること。 |
|  |

６　警備課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 担当 | 事務内容 |  |
| 警備担当 | １　警備警察に関すること。 |
|  | ２　警衛、警護及び警備実施に関すること。 |

７　留置管理課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 担当 | 事務内容 |  |
| 留置管理担当 | １　留置施設の管理及び被留置者の護送に関すること。 |
|  | ２　刑事収容施設法に基づく署長に対する苦情の申出の受理及び処理に関すること。 |